3

開発政策論の新展開と

中国・ヴィエトナムの国有企業改革

石川　滋
一橋大学

まえがき：このペーパーは私が1996年12月30日中国の廈門大学で行った講演原稿であるが、その内容は日越共同研究の国営企業改革部会の全体にわたる作業計画においてその開発政策理論的背景を述べたに等しい。ここに背景論文として提出する。

私の講義は２つの部分に分けて行う。第１は今日の世界で経済援助を通じて途上国の経済開発政策に対しもっとも強い影響力を行使している世界銀行の経済政策に関する最近の自らの見直しの動きについてである。見直しの主題は開発における国家と市場の役割いかんということであり、これについてのわれわれの考え方についても述べる。第２はこの政策見直し問題の延長線上に新しい開発政策論を展開しようとするもので、具体例として中国およびヴィエトナムの国有企業政策をとりあげる。中国改革については皆さんの方が遥かによくご存知だが、私の扱うのは事実そのものよりも、むしろ応用の側面である。

1.国家と市場の役割－開発論の論争

経済発展の動因を創り出すものとして国家と市場がどのように役割を分担すべきか、は経済学における長い論争課題であった。周知のように古典派経済学はアダムスミス以来、政府は小さければ小さい程よく、経済は市場の運行にまかせるべきだと考えた。この考え方は経済政策の面ではレッセフェール（自由主義）のアプローチとなった。世界銀行は１９８０年代から１９９０年代にかけて、特に強くこのアプローチを途上国の開発政策として主張した。これに対して途上国の側からは、市場システムも生産構造も未発達な段階では、開発を進めようとするとき政府の指導や市場介入が欠かせないという反論が行われた。日本は欧米諸国より遅れて工業化した経験からして、途上国の主張に対して同情的であり、そのために開発援助の方法論という視点から、世界銀行と日本の援助当局との間で論争が行われたこともある。

その世界銀行の考え方が１９９０年代に入って変わってきた。これは東アジア諸国がかなり強い国家主導型の開発政策をとってきたにもかかわらず、世界のどの地域の途上国にも見られない高度成長をつづけていることを背景として、政策の見直しをした結果である。東アジアというのは、韓国、シンガポール、タイ、インドネシアなどを指す。高度成長ということでは、中国もそれに含められよう。

すなわち、世界銀行の刊行する最も重要な開発および開発政策の研究年報である『世界開発報告』１９９１年版では Market Friendly アプローチが、１９９４年に発表された有名な調査報告『東アジアの奇跡』（*East Asian Miracle*）では Non-market coordination アプローチが提唱された。これらは厚生経済学における「市場の失敗」の領域で、政府が市場インセンティブを用い

て資源配分に介入することを許容するだけでなく、更には政府が市場インセンティブを改訂し、あるいは市場を通さずに直接介入することをも許容するものである。但しこれには条件があり、市場を通さずとも別の基準で公正な競争が行われること（contest-based competition）、有能な官僚がおり、チェック・アンド・バランスの制度があって、国の介入が狙いとしては正しくても、結果として資源配分を誤らせる事態（「政府の失敗」）を起こさないことなどである。これは東アジアの経験から学ぶことのできるレッスンだといっている。

世界銀行の政策見直しがここまで来ると、われわれの政策論との距離は非常に小さくなる。残るちがいは、われわれが途上国というものは市場経済の枠組みが未発達・低発達で、形成途上にあり、従って政策の中に市場経済の育成を意識的に取り入れるべきだと考えていること、これに対して、世銀は市場経済の低発達という事実を重視せず、政策形成にも取り入れていないことである。（ちなみに中国では１９９３年以来、市場システムの「培育と発展」という政策をきわめて明示的に掲げている。これはわれわれの考え方に近い。）そこで私どもが提案しているのは、世銀の最新の“条件つき Non-market coordination”アプローチを市場経済の発達過程の分析にまで拡大適用してはどうか、ということである。われわれは自らのアプローチを「市場経済発達促進的アプローチ」と名づけている。内容は次の２点にわたって示される。①

(1) 途上国の開発政策、したがってまたドナーの開発協力政策は、その国の市場経済発達の段階にふさわしく、そこで受容され易い政策でなければならない。

(2) この国が制度移行期にあるさいには、（１）に加えて市場経済発達の現在の段階から次の段階へのシフトを促進するような政策が工夫されねばならない。

2.中国における国有企業改革への応用

「市場経済発達促進アプローチ」に沿う開発政策立案の実際例として、中国の国有企業改革の政策立案のトピックをとりあげる。国有企業改革の現状について解説することはこの講義の目的ではないが、最近年において国有企業の経営財務状況が悪化し、経常損失の増加、不良債務の累積が国有企業の収益に対する依存度の大きい国家財政の運営を困難にし、国有商業銀行の経営をも脅かしている事実だけは特記しておかねばならない。国有企業改革は１９７８年に始まる中国の市場経済意向の経済改革およびその中で現在死活的重要性を担いつつあるわけである。まず分析のための２点の予備的事項について述べる。

第１。国有企業発達の（段階を越えた）総合的な目的は、近代工業の発展の根幹を占める国有部門の企業活動の成長（生産・経営・財務面およびより長期的な企業能力の向上面での）をあげることによって、社会経済的安定および農民を増進させ、国民の幸福を増加させることである。その発達の過程には、企業の所有関係、内部外部組織および関係者（Stakeholder）の意識などの進化があり、われわれがいうところの段階が形成される。そして各段階には、総合的な目的にしたがいつつも、かなり独立した課題と下部目的があると考えられる。各段階間のつながりは、はじめの段階の下部目的がある時点で実現しつくされ、“制度疲労”が生じて企業成績の低下があらわれるにいたったとき、次の段階へのシフトが可能となれば、発展が持続するという関係である。

第２。企業の発達プロセスおよびその間の問題状況は、産業別特性や企業規模の大・中・小などの要因によって著しく異なることが経験的考察によって知られている。さらに中国の長期経済発展における重要性もその間で著しく相異する。この応用例で対象とする国有企業は主に中国のいう「大中型」工業企業である。

われわれのアプローチに沿う政策研究は３つのステップに分けて以下のように示すことができる。

ステップ１は、上記予備事項にそうて、中国にあてはまる国有企業発達の段階はどのようなものかを明らかにすることである。結論的にいうと中国にあてはまる発達の段階は次の５つである。

（１）家産制国有企業（官僚資本的国有企業）

（2）兵器工廠的企業（計画経済的国有企業）
（3）経営自主権の強化された企業
（4）国有企業の法人（株式）化
（5）国有企業の民営化

（5）を除く各段階には、制度的安定期と次の段階を睨んでの制度的移行期とがある。これらの連続性でつながれた各段階の成立要件をまとめると、次の4点となる。

イ．各段階の課題が明確に存在していること。それぞれは進化的につながり、overall に目的達成の可能性あり。
ロ．イの課題は制度的移行期において、制度移行の必要性を形成する（移行を促す要因）
ハ．制度移行の可能性があること。（同じくイの課題の遂行にたいして国内の社会的分業の組織、および利害関係者（stakeholders）の意識構造面での準備がなければ。）
ニ．国際化の環境の下で中国にとって特定の国際化された制度ルールの導入がネットで有利とされるとき、その制度と現実とのギャップが政治的・経済的に tolerable であること。

上の5段階の連続性をこのような段階成立の要件とともに簡単にみよう。（1）の家産性（patrimonial）国有企業は主として中華人民共和国以前の段階に存在した。それは、名目は国有であっても、実体は大官僚の資産を増やし、家の子郎党に仕事と収入を与えることを目的とした。家産制は慣習的社会ではそれなりに社会の安定に役立つが、国有企業が国の開発目的に従って活動しなければならない時代になると、発展阻害的となる。（2）の兵器工場的国有企業は、この新しい時代において国の開発目的の達成を第1義として登場する。指令制の計画指標の下達とその実行の強制が手段となった。（3）の自主権強化は指令制の下で生産者・経営者が次第に当初の国家目的奉仕の情熱を失い、その結果企業の生産・経営・財務成績が低下するとき、再活性化のためにそれにより新たな刺戟手段を与えようとするものである。しかし企業の自主権の附与がそれに伴って必要な prudential ルールなしに進められるとき、国有企業の“私的”独占類似の行動、特権およびそれに伴うモラルハザード、レントシーキングが発生し、② 他方では、生産者・経営者による「インサイダー・コントロール」があらわれる。③（4）の法人化はインサイダー・コントロールを排除し、企業所有権者の権利を確立して、国有企業に保有されている国有資産の“保値・増値”を経営者に義務づける制度である。（コーポレート・ガバナンス）それはまた国有企業を民有企業と同じ競争条件の下におく（level playing field）工夫である。法人化に併行して「競争制限禁止」が進められねばならない。（5）は国有企業として維持しなければならない公益性の業種を除いて、民営化された法人企業に移し、経営効率を増進しようとするものである。

国際的環境による国際化された制度導入の圧力は、今日では（4）や（5）の段階移行に関連してみられる。

ステップ2はこのような国有企業発展段階の中で現段階はどこにあるかを確定することである。この仕事は、国有企業の発展段階が早期にあるときは比較的簡単であるが、後の段階にあるとそうでない。その理由は主に、中国の特徴として段階移行が不完全なまま進んできたことによる。より具体的には、

(i) 現在の中国が取り組んでいる国有企業発展の課題は（3）の自主権強化、（4）の法人化や1部には（5）の民営化など、3つの発展段階をまたいで存在している。
(ii) さらに（1），（2）の段階についても、その課題は現在なお完全には解決されていない。「部門所有制」（ラインミニストリーの本意主義）や政府機関からの「寄付の割当」（「攤派」）とか企業が社会保障や投資の機関となることが、また「軟らかい予算制約」、「モラルハザード」などのできごとはそれらの課題未解決の現れである。それらはかつては安定的な役割を演じたかも知れないが、現在では発展阻害的な「残りかす」となって、残存している。
(iii) さらに国有企業の成績に対して、段階のちがいをえて影響を与えているいくつか

の重要要因が存在していて、現在の段階が果たしてどこにあるかの確定を難しくする。全社会的な過剰労働の存在、国有企業を除く市場経済の諸要因特に財政・金融システムの未発達、マクロ経済管理など政府の政策の未熟などがこれである。

ステップ2のこれらの仕事をし易くするための概念整理として、表1には、国有企業の発展段階に関連する要因を発展段階でとの「主課題」、その解決に伴う「副作用」および 1990 年代にまで残存する同じ段階の課題の「残りかす」の3つに分類して示している。

結局において、現段階確定の仕事は、上述した国有企業発展に直接間接に影響を与えている。(i) (ii) (iii) の諸要因の中から、(i) の現段階のそれだけを分離して取り出した上、さらにその諸要因を現段階が段階(4)あるいは(5)にあると仮定した場合のおのおのについて、(a) そこからの移行を促す要因と (b) 移行を可能にする要因に分け、さらに(3)国際化要因などを考慮に入れ、移行の可能性とそれが実現したさいの成果を測ることに等しい。結論としては、それらのうち最大の純成果を保証する代替的段階が現段階ということになる。検討の過程を省いて、結論を述べれば、現段階は概ね経営自主権強化から法人化に移行しつつある段階といえよう。中国が直面している国際的環境が経済経営諸法規のできるだけ速い近代化を求めていることは、この結論を強化する。

ステップ3は、国有企業発展の「現段階」が明らかにされたのち、それにふさわしくかつ段階移行促進的な政策を特定化することである。ステップ1でみたように、国有企業の発展段階に大きな格差がある際に、(国際機関がしばしば行うように)その段階差いかんに関わらず法人化、民営化といった画一的な政策処方箋を書くことの非現実性は改めて論ずるまでもない。しかし実際にわれわれのアプローチにそう処方箋をどう書くかということになると、ステップ2におけると同じように、発展の初期段階では回答は比較的たやすいが、後の段階ではそうではない。中国の現在についてまさしくそうである。それを克服する途は、まず、国有企業の現段階での活動成績を明らかにし、次にその決定因として国有企業が現時点で直面している上述の諸困難を適切に分類することである。

第一。活動成績としては、現在時点での(1)生産(2)販売・輸出(3)経営(4)財務の指標を明らかにする。次により長期に企業の体力競争力を示すものとして(1)生産設備・技術の状況(2)経営幹部・労働者の状況(3)企業資産、累積債務(4)経営の能力(5)紀律等について観る。

第二。成績決定国としての諸困難については3つの分類基準がある。

(i) 現段階の主たる課題である経営自主権強化、法人化によって解決すべき諸困難。法人化の政策実施上の困難。(独占・特権およびインサイダー・コントロールの排除や、企業所有権者の立場からの経営権者の行動のモニターリングについての困難。)

(ii) 前段階の課題の残りかす(部門所有制、企業と社会の未分離、「軟予算制約」など)を取り除く困難。

(iii) 国有企業にたいして外生的な諸要因によるもの。(全社会的な大量の過剰労働。近代的財政・金融システムの未確立。資本市場の未整備など。)

このほか、この講義では詳しく論じなかったが、現在の企業体制、企業の発展段階の枠内で、経営努力の改善だけで克服できる困難がある。これは主として経営コンサルタントの活躍の場である。

具体的な政策処方箋の立案は、国有企業の成績にたいするこのように分類された諸要因の間の相対的ウエイトを明らかにするところからスタートする。ウエイトをより正確に計る方法の1つは、現在中国社会科学院経済研究所と OECF との間で共同で進められているような、多数の標本企業の調査により得られたデータに数量分析を加えることであろう。これが可能となれば、国有企業改革はそのウエイトの大小の順序に優先順位をつけ、改革に必要な資源を配分することにより、より有効に進められよう。この方法が実施しえないとすれば、さまざまな定性的分析の積み

重ねが必要である。最終的には企業成績に重要な影響を与えているとみられる諸要因を処方箋として列記するだけで、相対的ウエイトは直観にたよならければならない。

結論的には、ステップ3による国有企業改革の政策は、ステップ2の結論を受けて、次の4構成要素の改革が概ね同時併行的に進められることでなければならないだろう。即ち(i) 近代的企業法人制度の原理であるコーポレート・ガバナンスを確立すること、(ii) 「部門所有制」、「企業と社会の未分離」、「軟予算制約」などの前段階の課題の残りかすを除去すること、および(iii) 大量の過剰労働の吸収、企業財務の健全化の前提となる財務・金融システムの近代化など企業外の諸困難が解決されることである。(iv) 上の各項と併行し、あるいはそれらについては現状のままで、経営改善を行うこと。これらは、中国の今日の経済的条件の下ではかなりの時間をかけてのみ達成できる困難な政策的課題だといわねばならないが、われわれはその成功を信じてやまない。

まとめとして、われわれの「市場経済促進的アプローチ」を振り返ってみよう。そのアプローチを適用する国の市場経済発展段階に応じて、段階適合的かつ段階移行促進的な政策が探究されねばならないというこの「アプローチ」は、国有企業発展にかんしては、その初期段階にはほとんどストレートに応用できるが、後期段階では、われわれが中国の現在の状況で見たように応用は単純でなく、現段階の確定にしても、政策立案にしても重層的・多面的なセットとして答えなければならなかった。しかしこのことは発展段階の後期にあらわれた特殊事情の累積（段階移行の不完全、企業外の諸困難の影響など）によるもので、アプローチが無効であることを示すものではない。それが示しているのはただ、複雑な諸要因を適切にコントロールすることができなければ、「段階適合的・段階移行促進的」な政策立案というこのアプローチの核心に到達することができない、というとであろう。

このような複雑な諸要因をコントロールする為の要因整理に1つの目安として、表2の特定段階における国有企業の生産・経営・財務成績の因果序列図が役立つだろう。この図の利用の1例。現在国有企業の赤字拡大は重大な経済問題となっているが赤字拡大の原因はどこにあるか。原因の1つは「インサイダー・コントロール」の強化に帰せられよう。インサイダー・コントロールは、企業財産の流出、企業純収入の帰属における資本への分配分の減少に続いて財務損失の増大となって現れるからである。これは表1では「企業自主権強化段階」の「残りかす」である。しかし赤字拡大の要因は他にもある。より以前の諸段階の「残りかす」としての「企業と社会の未分離」や「軟予算制約」「モラルハザード」なども有力な要因である。社会の過剰労働力の残存や遅れた財政・金融システムの存在がこれらに結びついている。通常の企業診断で明らかにされる経営能力の不足も勿論その要因である。

この因果序列図はまた、企業改革がインサイダー・コントロール排除のために所有と経済を分離し、コーポレート・ガバナンスを導入するだけでは、完結しないことを示している。国有企業発展段階の関連要因では前段階の「残りかす」があり、それ以外では初期条件、政府の政策などの諸困難が残っている。

3.ヴィエトナムの国有企業改革への応用

1986年の第8回党大会におけるドイモイ政策に始まったとされる市場経済志向のヴィエトナム経済体制改革は、その前提としての価格改訂が1989年にビッグバン的に行われたこと、IMF、世銀の助言が効いていて財政・金融面の規律強化が進んでいることなどの違いはあるが、概ね中国の経済体制改革と同じカバレジで、かつ類似の漸進主義的戦略で進んでいる。農業を除く生産部門生産額の圧倒的ウエイトを占める国有企業についてもほとんど同じ事がいえる。

しかしヴィエトナムの国有企業については、一般的情報が著しく不足している。中国との類似性は国有企業改革戦略の大筋の流れについていえることで、戦術の細部（とくにその継起）について、また戦略実施の帰結としての国有企業の生産・経営・財務の成績についてはわからないことが多い。この講義は、経営成績の研究を目的としているのではないが、これらについての情報

不足は「市場経済発展促進的アプローチ」を応用して具体的な処方箋を求めようとするとき大きな制約となる。しかし応用はその一歩手前まではいける。

このアプローチの3つのステップはそのままヴィエトナム国有企業政策研究に応用できる。(その上に同じアプローチによる中国国有企業改革の研究が上述のような形で利用できることが、ヴィエトナムについての研究には大変有益である。) 研究のプロセスは省略して、各ステップの結論部分のみ記す。

ステップ1　ヴィエトナム国有企業の発展段階モデルは、中国についてみた5つの段階とほとんど同じである。初期条件の違いや、「ヴィエトナム社会主義共和国」の成立前後の内外情勢の推移などの影響があって、実際の段階移行の形態、スピードには変異があるが、5段階のモデルは共通である。

ステップ2　5段階モデルの中からの特定化も、中国と同じように早期段階ではストレートにいくが、後の段階ではそういかない。主な理由は、ヴィエトナムでも段階移行が不完全であり、それぞれの前段階での課題が完全に遂行されることなく、次の段階に移行したことにある。現在ヴィエトナムが直面している主要な改革の課題は、(3) の企業自主権確立、(4) の法人化 (株式化) および (5) の民営化である。この中で現段階を特定化するとすれば、企業の自主権確立に精出しながら、次第に法人化に備えるという段階であろう。これは中国と似ているが、実体的な段階の進化からいえばヴィエトナムは中国より遅れている。(中国の方が「インサイダー・コントロール」の困難がより浸透しており、かつそれが解決されるべき問題だという関係者の意識が強い。) しかし国際化の側面からする法人化への圧力はヴィエトナムの方が強い。(とくにIMF、世銀の「構造調整貸付」にともなうコンディショナリティの存在のため)

ステップ3 現段階が特定したのちに、それにふさわしく、かつ段階移行促進的な国有企業改革政策を立案することは、ヴィエトナムにおいても、発展の初期段階においてストレートにいくが、後期段階ではそうでない。その上に前述の情報不足がある。情報不足の一つは、国有企業の経営財務成績を知ることができないことである。前述のような90年代以降の財務規律の強化、企業再登録制の実施による多数不良企業淘汰により、国有企業の中での赤字企業比率、国有商業銀行からの借入で生じた不良債務はいずれも急減しており、また財政収支に対しても国有企業はネットで大きく貢献している。これらは一見すると、中国に比べてヴィエトナムの国有企業の成績が遥かに優れていることを示すようだが、これに対してはヴィエトナム内部においてさえ、異なった解釈がある。それは、財務規律強化の結果このような経常収支を中心とする指標の改善はみられるものの、企業の体力は元来脆弱であるところに、益々重圧がかかって悪化しているとみるものである。その指標として 80%に及ぶ平均資産・負債比率があげられる (中国では67.8%)。また、マネタリーサーベイにおける国有企業への信用額の対GDP比率は14%でしかない (中国では少なくとも44%)。

要するに、企業成績の決定因として中国のケースで3つの種類に分類されたもの (法人化により解決すべき要因、前段階の残りかす、および企業外的要因) は、それぞれヴィエトナムにおいて作動していることが定性的材料によって明らかだが、その間の相対的重要性を判定するための定量的材料がないのである。

ヴィエトナムいおいては経済政策立案のための基礎的調査が各方面において欠落している。国有企業改革の適切な遂行のためには、上述の諸要因についての数量的データの整備が急務だと思われる。それらのデータが一旦用意されれば、それを用いて政策立案に導くための枠組は以上のように与えられている。

表１．　国営企業の発展段階ごとの主課題と副作用

国営企業の発展段階	(1) 当該段階の主たる課題	(2) 主課題が解決されるとともに出現し、次段階での解決が期待される課題（副作用）	(3) 1990年代に残存している"残りかす"
慣習的 家産制的	ボスの支配権を官僚に分与、官僚が部分的支配を行うために家産をもつ	経済発達とともに現れる国家目的との乖離問題 （官僚資本主義など）	「部門所有制」 「地方主義」 「単位主義」
兵工廠的	国家目的にそう経済計画の立案。企業によるその忠実な実行	当初の社会主義的熱狂（職工が企業の"主人翁"；全民所有制）が失われるとともにインセンチブ問題が生じる(Agency問題)	「軟い予算制約」
経営自主権	Managerに経営自主権をもたせる	・インサイダーコントロール問題 ・独占問題（価格決定権の附与とともに） ・民間企業に比較しての特権享受（保護政策）の問題 ---モラル・ハザード レントシーキング 国有企業の究極の特権が競争心を失わせる	モラル・ハザード レントシーキング 「官僚腐敗」
法人化 (但し国有の下で)	企業所有権の確立所有と経営の分離民間企業との "Level playing field"の創出		
民営化	公共性があるか、ないし特殊国家目的をもつ企業を除き民営化。	独占問題	

表２　市場経済発達促進的アプローチにおける政策決定のための因果序列図
－国有企業改革のケース－

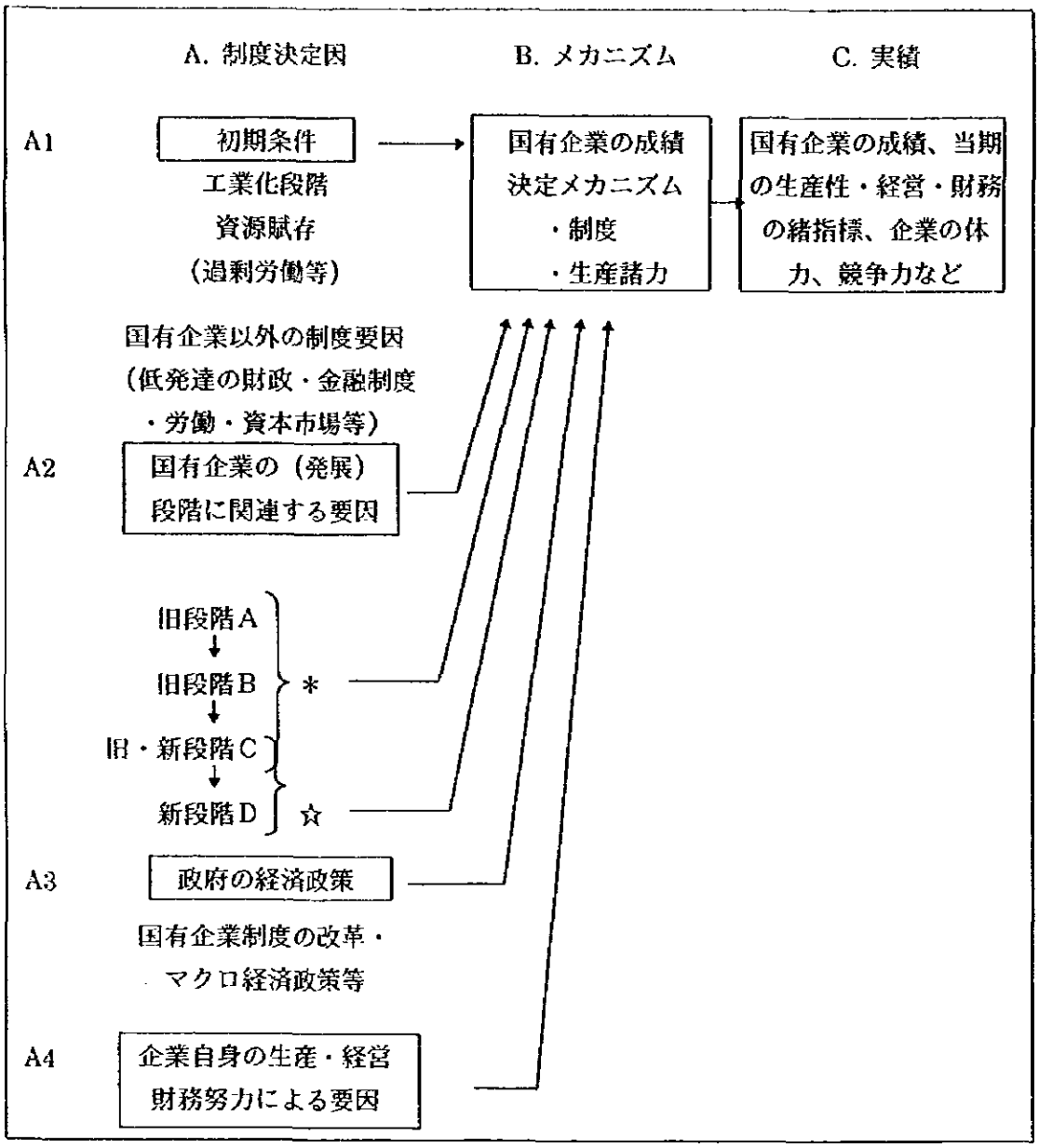

＊段階移行が不完全であったため、未解決の課題が当該段階の「残りかす」として現在まで作用し続ける。

☆現在ないし次の段階においてはじめて解決を期待される諸課題（経営自立化、コーポレートガバナンスなど）がある。

4

ドイモイ下のヴィエトナムの国営企業改革

ー過程・現状・課題ー

竹内　郁雄
アジア経済研究所

1.はじめに

本稿「ドイモイ下のヴィエトナムの国営企業改革ー過程・現状・課題ー」は、JICAヴィエトナム国市場経済化支援検討委員会第4トピック「国営企業の改革（刷新）」の第2サブトピック「ヴィエトナムの国営企業改革の史的過程」に関する調査研究の最終報告書であり、同調査研究の成果の一部である。

本稿の叙述は、3つの節よりなる。第1節では、本論に先立ち、ドイモイの開始以前のヴィエトナムの国営企業の概観（第1項）、またドイモイに先立って実施された国営企業改革の概要（第2項）を、第2節以下の展開に必要な限りで叙述する。第2節では、ドイモイ下のヴィエトナムの国営企業改革の過程・成果を、それが企業の経営自主権の拡大を図る第1段階を経て、1990年初頭以来企業の法人化を図り、さらに昨今は企業の株式化を課題としつつあるとの立場から論じる。この第2節は、4つの項よりなる。各項のタイトルは、企業の経営自主権の拡大ー閣議決定217号の概要ー（第1項）、市場経済化への基盤整備ー価格・金融・財政改革ー（第2項）、企業の再整理・再編成ないし法人化と解体（第3項）、1994年以来の国営企業改革ー企業合同の総公司化・経営集団化を中心にー（第4項）、である。この第2節の叙述は、①報告者が本サブトピックの調査研究に際し、企業の経営自主権の強化に関わる問題を研究の主たる対象としてきたこと、②本サブトピックのヴィエトナム側パートナーの最終報告書との重複をある程度避けること等の事情から、特に1994年以前の時期について、やや詳細に論じたものとなっている。第3節では、上述の②の点とも関連するが、現在に至るヴィエトナムの国営企業改革に関わる問題点・課題のうち、特に言及を必要とする3つの問題を、ヴィエトナム側パートナーの最終報告書以上にクローズアップして論じる。この3つの問題は、それぞれ、経営請負責任制について（第1項）、企業のインサイダーコントロールの強化について（第2項）、企業のソフトな予算制約について（第3項）、である。なお、第3節末尾には、充分な叙述に至ってはいないが、【補論】として「企業活動における伝統社会的要素の残存について」と題する小論を掲載した。

2.ドイモイ開始以前のヴィエトナムの国営企業

1986年末のドイモイ（刷新）以前のヴィエトナムの国営企業については、今日、特に実態面で分かっていないことが多く、その究明が急がれる。以下の叙述は、主にドイモイを遂行する現在

のヴィエトナムの立場から書かれたヴィエトナム語諸文献を参考に一つの説明を試みた、暫定的なものである。

2.1.1979 年以前の時期－中央集権的計画化の時期－

ヴィエトナムの国営企業は、先に社会主義化した北部において 1950 年代半ばまでに旧宗主国フランス系企業を接収することにより形成を開始したが、その多くは、1961~65 年の時期に旧ソ連等の援助により建設されたものであり、1976 年の南北統一以来、これに南部の重要企業と全土で新規に建設された企業とを加えることにより、現在に至っている。経済における比重が大きいのは、国営工業部門である。エネルギー、鉱業、冶金、機械、化学等の重工業部門、国防産業は、その大半が国営であり、消費財部門でも、繊維、製紙、自転車、石鹸、医薬品等では、その比率が高い。従来遂行された企業の規模・技術水準を問わない「無差別の」国有化は、現在のドイモイの下、汚職、浪費、国家財産の盗み等（われわれの見解に従えば企業のインサイダーコントロールの強化：第 3 節第 2 項参照）を招来する企業の「無所有」性を助長してきた側面があったとして、批判されている。

国営企業に経済計算制が導入されたのは、1957 年のことである。ただし、計画化システムが実際に作動し始めたのは、1960 年に国家計画委員会（現「計画投資省」）が、また 1960 年代初頭に生産財補給省（当時）が設立された後のことであろう。いずれにせよ、企業が法令指標・物動メカニズム（管理価格に従う生産財補給・生産物引渡し）に従う、その限りで企業の経営自主権を制限してきた、他方では、ヴィエトナム語で「バオカップ」（bao cap）と形容される、企業の「ソフトな予算制約」をも必然的に生じさせる（第 3 節第 3 項参照）位階層的な計画化システムは、一応、1965 年以降の北爆期の戦時動員体制の中でその基本的な枠組みが形成された、と言われている。

上述の計画化システムの下、企業従業員の分配制度は均等主義に従っていた。戦争という事情もあり、企業従業員には生活必需品の配給制度も実施されていた。配給物資の廉価な管理価格は、主要な生産財・生産物の管理価格が 1965 年以来 1980 年代初頭まで基本的には変更されなかったのと同様、1960 年以来 1985 年まで据え置かれていた。

上述の計画化システムは、しかし、旧ソ連等と比べた場合、かなりラフなものであっただろうと推測される。国営企業への法令指標は 1981 年に 5 つへと削減されたが、計画化システムの最盛期にこれが数 10 に達していた可能性はほとんどない。

ヴィエトナムの計画化システムがラフであった理由の一つは、経済開発の段階が低位なために地方割拠性が著しいからである。ヴィエトナムでは、中国と同様、地方分権化（システム論の用語に従えば「集中における分散」）が早い時期から実施された。この地方分権化は、ヴィエトナム戦争下の企業の地方への「疎開」によっても強化された。

計画化システムに従う国営企業の経営活動の欠陥・非効率性は、すでに 1960 年代の初頭から認識されてはきた。旧ソ連のコスイギン改革の影響もあり、1971 年以来、企業に「利潤原理」が導入された。同「原理」は、統一後、南部の国有化された企業にも適用された。ただし、その適用の度合いについては、南北ともに定かではない。

なお、部門別管理における主管官庁・企業間の行政的中間項であり、水平的統合に従う大企業でもある企業合同は、1960 年代には、すでに存在していた。ただし、それらがインテンシブに形成されるのは、1978 年の「企業合同定款」、また 1984 年の閣議決定 156 号の施行以来のことである。

2.2.1979~86 年の時期－部分的な市場経済化の時期－

南北統一の後、ヴィエトナム経済は、1970 年代末までに極端な経済不振に陥り、1978 年にはマイナス成長を記録した。経済不振の原因は、①南部の農業集団化の失敗、②カンボジア問題の発生（1978 年）を一因とした、米国を始めとする西側諸国の経済封鎖と中国の援助引上げ、③旧ソ連・東欧諸国の対越援助の有償化等、総じて資金問題にあった。

ヴィエトナムは、1979年9月の共産党第6回中央委員会総会以来、経済不振から脱却するべく、各分野で経済管理システムの刷新＝部分的な市場経済化の実施を開始した。

国営企業改革では、生産財不足に鑑み、1981年1月の政府決定25号により、国家が企業に補給を保障しうる生産財部分の価格については管理価格を維持する一方、国家が保障し得ない部分については企業がこれを市場で市場価格に従って購入することを許可する、中国で言う、いわゆる「双軌制」を実施した。同じ1月の政府決定26号は、国営企業従業員の賃金・ボーナスに出来高払い制度を適用拡大することを指示した。

1981年以来、主要な生産財・生産物の管理価格も、ある程度引き上げられた。ただし、企業従業員に対する配給物資の管理価格は、廉価なまま据え置かれた。配給物資をも含む主要な生産財・生産物の管理価格と市場価格との差額＝価格への財政補助金は、中央銀行による通貨の増刷＝財政赤字で補填された。このため、改革の過程とともにインフレが顕在化した。消費者物価上昇率は、1981年に早くも90%に、82年には80%に上った。財政赤字は、結果的には旧ソ連の対越貿易を通じた援助によって補填された。同時期のヴィエトナムの対ソ貿易は、200%の入超であった。

1985年6月、ヴィエトナムは、IMF・世界銀行のアドバイス、旧ソ連のゴルバチョフ改革の影響等を受け、国営企業従業員に対する配給制度の全廃と賃金の現金化、主要な生産財・生産物の管理価格の大幅引上げを試みた。ドイモイへと直接に連なる同改革は、しかし、①賃金の現金化に大量の通貨が必要とされたことに加え、②旧ソ連からの輸入品価格が、高値安定による維持を意図していた管理価格体系を超えて段階的に上昇したこと、③国立銀行の対企業貸付金利が低金利のまま維持されたこと、等のために失敗した。財政赤字率はさらに増加し、1986年のインフレは年率600%にも達した。

以上は、ドイモイの開始以前の時期におけるヴィエトナムの国営企業の概観、またそれに先立って遂行された改革の概要である。ドイモイの下、企業の経営自主権を拡大する中で縮小・廃止を図ってきた価格への財政補助金等の企業の「ソフトな予算制約」、また企業の法人化、株式化を遂行する中で是正を図りつつある企業の「無所有」性は、ヴィエトナム語諸文献に従えば、上述のように、いずれも遠因をドイモイの開始以前の時期の国営企業の編成・管理のあり方に辿ることができる。

注意するべきことは、ドイモイの下に顕在化し是正が図られている企業の「インサイダーコントロールの強化」という現象もまた、ドイモイの開始以前から存在していたことである。例えば、1981年の政府決定25号は、上述の措置に加えて、企業が法令指標に従う生産計画を遂行した後に自らの立案する計画外の生産によって当該企業の従業員の所得を増加させることを認めたが、当時「第3計画」と俗称された同政策の適用の過程では、本来の生産計画を省りみずに第3計画の実現に走ったり、補給される生産財を第3計画に、さらには他の企業に横流しするといった現象が存在することが、当時、しばしば指摘された。一ヴィエトナム語文献に従えば、企業内従業員代表大会の意向は、すでにドイモイ以前の時期において「企業長が無視することができない」ほど強かった。この第3計画は、ドイモイ直前の1986年半ばに廃止された。

3.ドイモイ下の国営企業改革の過程・成果

ヴィエトナムでは、1986年12月の共産党第6回大会以来、政治、経済、社会、対外面のすべてにわたるドイモイ＝「刷新」政策が実施されている。経済面のドイモイは、経済活動全体の市場経済化を課題としてきたと言えるが、マクロ経済の安定化を基本的に達成した後、1994年1月に開催された共産党全国代表者会議以来、これに工業化・近代化＝経済開発の本格的な実施を新たな課題として加えることにより、現在に至っている。

ドイモイ下のヴィエトナムの国営企業改革は、2つの段階に大別しうる。第1の段階は、1987年末から1990年代初頭の時期であり、ここでは、経済活動全体の市場経済化と並行して、企業の経営自主権の拡大が図られてきた。第2の段階は、1990年代初頭以来今日までの時期であり、

第1段階で顕在化した諸問題を特に財務管理・規律の強化ないし企業の法人化と長期赤字企業の解体とにより是正するべく、企業の再整理・再編成が図られてきた。ちなみに、企業の再整理・再編成は、経済開発の本格的な実施が決定された1994年1月以来、企業合同（現「総公司」）にも及ぶ全面的な運動となっている。また、昨今は、企業の株式化の適用拡大も日程に上っている。

このように、ドイモイ下の国営企業改革は、企業の経営自主権を拡大する段階、企業を法人化する（企業資産の所有権と利用権とを分離する）段階を経て、現在、企業の株式化の適用拡大に見られる、所有と経営の分離を図ろうとする段階にある。したがって、ドイモイ下の国営企業改革は、改革・開放を推進する隣国中国の国営企業改革とほぼ同様な経緯を辿ってきたと言えよう。

ただし、両国の国営企業改革には、またきわだった差異も認められる。例えば、すぐ後に見るように（本節第1項）、生産・経営決定権、財・サービス価格決定権、原材料購入権、財・サービス販売権等に関する企業の経営自主権の拡大は、ヴィエトナムの方が中国よりもインテンシヴに進められた。本稿は両国の国営企業改革を比較することを直接の目的としたものではないが、この点については、さらに第3節の第1項、第2項の叙述をも参照されたい。

3.1.企業の経営自主権の拡大－閣議決定217号の概要－

ドイモイの開始直後に企業の経営自主権の拡大を規定した基本政令は、ヴィエトナム語諸文献に従えば、1987年11月の閣議決定217号（正確には「国営企業の計画化及び社会主義的経営計算制を刷新する諸政策の施行」に関する閣議決定 217 号。以下「217 号決定」と略記）、1988年3月の閣議議定50号、同年6月の閣議議定98号の3つである。

うち最重要政令は、217号決定である。同決定の下、企業の経営自主権は、(1)生産・経営決定権、財・サービス価格決定権、原材料購入権、財・サービス販売権、また輸出入権を始め、(2)労働雇用権、人事管理権、(3)税引後利潤支配権、投資決定権、賃金ボーナス分配権、(4)業務提携・合弁権、(5)資産処分権等の広範な分野で拡大された。

(1) 同時期の改革の最大の特徴は、それがマクロ経済の安定化（対外債務の削減→価格への財政補助金を一因とする財政赤字の削減→インフレの鎮静化）を目指して経済活動全体の市場経済化に努める中で実施されたため、生産・経営決定権、財・サービス価格決定権、原材料購入権、財・サービス販売権の拡大＝法令指標・物動メカニズムに従う経営の縮小・廃止が、改革・開放期の中国以上に徹底されたことである。

生産経営に関する法令指標は、中央レベルでは、217号決定において従来の5つから3つへと削減され、さらに217号を改正した1989年12月の閣議決定195号においては利潤控除・取引税額（1991年以来それぞれ利潤税・売上税へと転換）の1つのみとなった。1987年には98に上った、閣議が決定する統制品目（中央レベルでは他に国家計画委員会が決定する統制品目が存在した。以下の「統制生産財」についても同様）は、1990年には6つへと激減し、92年には電力の1つのみとなった（生産・経営自主権、財・サービス価格決定権の拡大）。原材料購入権、財・サービス販売権についても、中央レベルでは、上述の閣議決定195号において「統制品目」を生産する企業をも含むすべての企業に両権が付与された。この結果、物動メカニズムは、急速に縮小した。1987年には95に上った閣議が決定する統制品目は、1990年までに8へと激減し、92年には製油、窒素肥料、鉄鋼の3つの輸入統制生産財のみとなった。217号決定は、また企業の輸出入権についても、適用する企業を限定したにせよ、開放経済の推進の中、これを明示した（同54、55条）。

(2) 労働雇用権について言えば、217号決定の意義は、企業が新規従業員を募るに際し、従来の「終身雇用制」に代えて「労働契約制」の導入・適用拡大を、「国家のサービス機関を通じて」という限定をつけたにせよ、唱導した点にある（同48条）。これにより、従来は存在しなかった勤労者の職業選択・移動の自由が政令レベルで保障されることとなった。これに関連して、人事管理権については、企業長が従業員の新規採用に際して大鉈をふるえる権利も規定された（48条）。

(3) 税引後利潤支配権、投資決定権、賃金ボーナス分配権についても、217 号決定において、これを大幅に拡大するメカニズムが導入された。従来の「利潤原理」に代えて、売上額から原材料費を引いた残余として表現される、利潤部分（利潤控除・取引税額<91 年以来利潤税・売上税>を含む）と賃金部分とを請負うメカニズムがそれである。

同メカニズムの下、当該企業は、経営結果が黒字、すなわち利潤部分と賃金部分とがプラスであれば、①利潤控除・取引税（同）を収め最低賃金を従業員に支払った後、さらに残余部分が存在すれば、これに対する処分権を認められることになった。企業は、同部分を生産発展奨励ファンドに組み入れて投資を増加してもよく（投資決定権は 217 号決定が減価償却費の企業への 100%留保を認めたことによっても拡大された）、あるいはこれを賃金に上限を設定せずに上乗せするべく利用してもよいとされた。同メカニズムは、これを主管官庁に対して請負う企業が原材料費の削減を通じて企業・従業員の取り分を増加させる＝インセンティブを向上させることを意図した措置であったと言いうる。ヴィエトナム語文献の中には、これを「所得経営計算制」と呼ぶものもある。

(4) 業務提携・合弁権の適用拡大は、今日に至るまで一貫して重要政策の一つであるが、実際問題としては、国内の国営企業と他の所有セクターに属する企業との間の提携・合弁以上に、外国直接投資との提携・合弁が重要であった。1988 年に施行された「外資導入法」は一貫して国営企業と外資との提携・合弁を奨励してきた（非国営セクターに属する企業が外資との提携・合弁を許可されたのは同法が初めて改正された 1990 年のことである）。100%の外資出資をも認め、1990 年、92 年、96 年の 3 次にわたる改正を見た、外国投資法に従うヴィエトナム企業・外資間の提携・合弁は、現在、国益を配慮しつつ、その利用を奨励する「国家資本主義」の一形態であると規定されている。

(5) その他、資産処分権については、217 号において「装設備、工場敷地、倉庫、運輸手段」等の企業資産の他の経済組織への賃貸・譲渡が許可された（18 条）。ただし、同政策の一層の奨励・拡大は、1990 年初頭以来の改革の第 2 段階においてである。

3.2.市場経済化への基盤整備－価格・金融・財政改革－

上述の 217 号決定に代表される国営企業の経営自主権の拡大にあたっては、同決定が施行された 1980 年代末から 1990 年代初頭にかけて、これに実効力を伴わせる＝市場経済化を志向しその基盤整備を意図する諸政策もまた、特に価格改革を軸に展開された。

1987 年からの価格改革は、為替レートの単一化にまで及んだ全面的なものであった。国営企業改革との関連では、まず消費財の価格のほとんどが、1988 年 5 月以来約 1 年の間に自由化された。この過程で企業従業員への配給制度も全廃され、賃金の市場価格化が開始された。生産財の価格も、1989 年第 1・四半期までにヴィエトナム・ドンの為替レートが事実上実勢化したのに伴い、以来、その大半が市場価格水準に引き上げられた。旧ソ連に多くを依存してきた製油、窒素肥料、鉄鋼等の輸入統制生産財の価格も、旧コメコンの価格改革と並行して、1991~92 年に市場価格水準に近づけられた。

上述の結果、諸産業の要素購入価格・生産物販売価格は、前項で述べた統制品目、統制生産財の削減とも並行して、遅くとも 1992 年までに、一部基幹産業ないし中央直轄の重工業生産部門のそれを除いて「市場価格」化した。この過程で、1988 年には 3945 億ドンを計上した価格への財政補助金は、1990 年には 740 億ドンへと急減した。

現在の価格体系は、基本的には 1992 年 4 月の閣議決定 137 号以来のものである。ここでは、一般に統制品目に相当する電力、製油、セメント、金属、製紙、窒素肥料、米等の価格、また輸入統制生産財に相当する製油、窒素肥料等の価格が、①従来通りの管理価格、②時限付き固定価格、③採算性を考慮するが管理価格の一種である指導価格、④上下限を設定する価格の何れかに従っている。

金融改革では、企業の活動資金の源泉を従来の国家予算から金融借入へと転換するべく努める中、1988~1990 年以来、国立銀行業務の中央銀行機能と商業銀行機能との分離が図られるととも

に、1989年第1・四半期の為替レートの実勢化以来、預金金利と企業への貸付金利を物価上昇率にスライドさせて設定する等の引締め策が実施されてきた。この結果、インフレは1989年より鎮静を開始し、1993年には年率一桁にまで鎮静した。

現行の金利政策は、基本的には1992年6月の国立銀行決定によっている。要点は、従来の貸付金利を預金金利より低く設定する政策と、所有セクター別・産業別に異なる金利を設定する政策をそれぞれ廃止すること、具体的には、国立銀行が金利の上下限を決定し個々の金利はこの枠内で各商業銀行が具体的に決定する、というものである。

財政改革については、上述の価格・金融改革とも連携した財政赤字の削減、インフレの鎮静化の努力に加え、さらに以下の2つの制度的改革を指摘しうる。

第1に、財政機能の強化＝財政と金融の分離の一環として、1990年に国家財政の一元管理を図る「国庫」が財政省下に設立された。国庫は、国家予算が経常予算と開発予算とに分離された1992年以来、開発資金を商業銀行に代わって管理するべく努めている。

第2に、1990~91年以来、税制改革が実施されてきた。同改革の意図は、税収の増加に加え、従来は各所有セクターに対し別途に適用されてきた歳入への拠出形態を一律「税」へと統一することにあった。工商業については、利潤税・売上税・特別消費税等よりなる新税制体系の施行とともに（税率は1993年以来数字にわたって改正）、従来国営企業に適用されてきた利潤控除・取引税が、それぞれ利潤税・売上税へと転換した。

上述の諸改革の結果、ヴィエトナムの経済管理システムは、遅くとも1992年までに、形式的には、国営企業に代表される社会主義セクターのミクロレベルの活動を直接に規制する従来の計画化システムから、ドイモイ下でその経営・発達が奨励されるに至った民間セクターをも含む各所有セクターに属するすべての経済主体のミクロレベルの活動の調整を市場メカニズムに委ね、政府の役割を、法に従う、また主に税率・金利等の財政金融規制用具による（ちなみに重要な国営企業も規制用具の一つである）マクロレベルの管理に限定することを目指す、間接的・誘導的なそれへと転換した。

企業の経営自主権の拡大、また計画化システム全体の改革の最大の成果として、ヴィエトナムのマクロ経済は、1993年までに基本的に安定化するところとなった。ちなみに、従来のシステムにおいて経済管理機関の中枢にあった国家計画委員会（現「計画投資省」）は、改革に伴い、長期計画の立案を実施する機関への転換を志向し、生産財補給省も、1990年に現在の商業・スポーツ・観光省へと統合された。現在、ヴィエトナムのさらなる市場経済化の課題は、財・サービス市場のほか、労働、土地等の各要素市場の発達に努めることのほか、特に資本市場・証券市場を形成し発達させることにおかれている。

3.3.企業の再整理・再編成ないし法人化と解体

ドイモイ下の国営企業改革は、1990年代初頭より、企業の再整理・再編成を実施する、第2の段階へと移行した。

(1) 国営企業は、同時期までに、利潤を計上し納税を遂行しうる黒字企業とこれが不可能な赤字企業とに大きく分化した。1990年には、黒字企業、収支がゼロである企業、赤字企業の割合は、それぞれ全国営企業総数の約30%、30%、40%であった。部門別・管理レベル別に見た場合、一般に中央直轄の重工業部門の企業が経営を伸長させた一方、省・県レベルの地方自治体管轄の企業は、軽工業部門の企業を中心に、多くが長期赤字経営に陥った。また商業部門は、中央・地方を問わず、多くの企業が赤字となった。

国営企業が黒字企業・赤字企業へと二極分化した要因としては、ヴィエトナム語諸文献の多くが指摘してきたように、当該企業が経営自主権の拡大の中でその活動を市場メカニズムに首尾良く適応させ得たか否かという点が指摘しうる。実際、赤字企業の多くは、「旧態依然とした経営」を継続し国立商業銀行からの借入れに加え企業間で債務の持合い（中国で言う「三角債」）を行った結果、同時期までに多額の負債を抱えるに至った。企業間債務の総額は、1991年には約8兆ドンに上った。ただ、ここでは、市場メカニズムへの適応如何というシステムの改革に関わる以

外の要因として、旧ソ連・東欧諸国との貿易が同時期までに急減した結果、関連企業の多くが経営困難に陥らざるをえなかった、という要因をも考慮する必要がある。

ところで、同時期の国営企業の黒字企業・赤字企業への二極分化には、上述の要因のみでは必ずしも説明しきれない事情もある。

第1に、赤字経営に陥った国営商業、また軽工業部門の企業に代表される地方自治体管轄の企業は、経済活動全体が市場経済化する中、外国製品や民間企業の製品との競争の中へ文字通り放り出されたのに対し、経営を伸長させた電力、石油、セメント等に代表される中央直轄の重工業部門の企業の多くは、この時期、なおも法令指標・物動メカニズムに従って生産財補給・生産物引渡しを保障されていた（さらに同時期の基本建設投資は電力・石油に集中してもいた）。また、市場経済に従う活動に移行した重工業部門の企業の多くは、金利・税率という新規制用具によって、金利については1992年まで、税率については1991年以来、軽工業部門・商業部門以上の優遇策を享受することができた。国営企業が黒字企業＝中央直轄の重工業部門の企業（多くは企業合同）と赤字企業＝国営商業・地方自治体管轄下の軽工業部門の企業とに二極分化した背後には、こうした事情も存在していたのである。

第2に、同時期にはこの点がより重要視されたが、黒字企業や赤字企業の中には、実際には赤字企業であるのに黒字企業にカウントされたり、実際には黒字企業であるのに赤字企業にカウントされる企業も、また「少なからず」存在した。こうした現象は、217号決定の実施以来、企業の経営自主権が拡大される中、第3節第2項で詳述する、企業のインサイダーコントロールの強化が顕在化した結果として存在したものである。前者については、原材料の価格が市場価格化する一方で価値評価額が従来通りであった企業の固定資産の減価償却費を生産費にその低額のまま計上し、結果として利潤部分・賃金部分を増加させてしまう（黒字企業にカウントされる）諸企業のケースが「普遍的」であった。後者については、納税分を確定する前に賃金上乗せ部分の分配を行ってしまい、結果として規定額に満たない税額を納税する（赤字企業にカウントされる）諸企業のケースが存在した。この後者のケースは、特に中央直轄の企業に多く見られた。

(2) こうした中、1990年代初頭に開始された国営企業の再整理・再編成は、したがって、①企業の経営状況、特に財務状況の実情を把握する＝財務管理・規律を強化する諸措置を講じること、②これを基礎に経営が真に不振な企業を解体することを目的としていた。換言すれば、同運動は、これらの措置を通じて、上述の企業のインサイダーコントルールの強化を是正すること（また形態を転じて継続する「ソフトな予算制約」を縮小すること<第3節第3項参照>）を意図するものであった、と評価しうる。

①については、所有権と利用権との未分離が上述の諸現象（あるいは汚職、浪費、国家財産の盗み等の現象）に現われる企業の「無所有」性を助長しているとの立場から、1990年の閣議決定315号により、企業資産の所有権と利用権とを分離し、利用権を企業に付与することが決定された。

この結果、企業は、その固定資産額を1990年価値に従って再評価し（この資産評価額は以来数次にわたり改正されている）減価償却費をも費用に十分に組み込んだ上で、利用権を付与された企業の資産価値額全体を「維持し増加させる」こと、少なくとも企業の財務状態が黒字なのか赤字なのかが真に把握しうるようバランスシートを常にクリアにしておくことが義務づけられた。同措置は、1991年の財政省通達138号、閣議決定332号の実施以来、すべての国営企業への適用が図られてきた（企業の法人化）。前項で触れた、同時期に実施された税制改革では、国営企業に対し、資産利用権の価格である資本利用税も導入された。

これらの措置を踏まえて、②については、1990年の閣議決定315号が（91年に同330号決定として改正）、解体の指導方針を提示した。大要は、長期赤字企業を非効率性と財・サービスの重要度とを基準に分類した上で（したがって赤字企業のうち「重要度」が高いとされた企業は解体のリストから外された）、企業自体の再編成や主管官庁の補助によっても経営が好転しない企業については、解体、すなわち統廃合か所有転換を行うか資産整理を実施する、というものである。ここに言う所有転換とは、個人ないし他の経済組織への賃貸か、全面的払下げを意味する。

企業の財務管理・規律の強化ないし企業資産の所有権と経営権との分離、また長期赤字企業の解体という2つの運動は、1991年11月の閣議議定388号の施行以来、全国営企業に対し再登録を義務づけ、企業の法定資金額・取引高・重要度を審査した上で、基準に達した企業は再設立し、基準を充たさない企業は解体するという、いわゆる企業の再登録・再設立運動とタイアップして実施されてきた。以来、再設立された企業は「他の所有セクターに属する企業と法的に平等」である「政府事業体」（doanh nghiep nha nuoc：中国で言う「国有企業」）と呼称されている。

国営企業の再登録・再設立運動は、1994年初頭までに、第1段階を終えた。同過程を通じた解体の結果、1990年に約1万2000を数えた国有企業総数は、1994年初頭には約7000弱へと、ほぼ半減した。解体された企業の内訳は、統廃合と所有転換・資産整理との割合が、一説には約2：1であった。この結果、赤字企業の全国有企業総数に占める割合は、1994年初頭には一次10数%にまで低下した。また、統合された企業については、企業相互間の業務提携を従来以上に発揮しうるようになったと言われる。なお、第1段階が終了した1994年1月には、「破産法」も施行された。

ただし、同運動の第1段階については、問題点として、①中央直轄の重工業部門の企業に代表される企業合同への適用を先送りしたこと、このため、企業の量的削減には成功したものの、実際に解体されたのは 本項(1)で触れた省・県レベルの地方自治体管轄下の軽工業部門、また商業部門に属する小規模企業が主だったことのほか（解体された企業の資産総額は国有企業全体の資産総額の3、7%に過ぎない）、ヴィエトナム語諸文献に従えば、②「再設立」の基準とされた法定資金額が少額に過ぎた結果、中小規模の企業がなおも広範に「再設立」されてしまったこと、③実際には、長期赤字企業の削減がなおかつ不首尾に留まったこと等を指摘しうる。最後の点について、一ヴィエトナム語文献は、原因の一つとして、企業の資産評価・財務状況の把握に時間を要し運動の時限も制約されていたために（運動が実際に展開されるのは 1993 年以来）、企業の中には十分に審査されないまま再設立されてしまったものもあったことを挙げている。中央直轄の企業と地方自治体管轄の企業では、後者の方が、また地方自治体管轄の企業については、北部の企業よりも南部の企業の方が、それぞれ運動を首尾良く実施した模様である。

ちなみに、同運動の第1段階の過程では、本項(1)で触れた国営企業の負債・不良債務の確定、返済も開始された。ただし、国営企業間の債務は1992年5月までにほとんどが処理されたものの、国営企業と非国営企業間の債務の処理は困難を極め、これが首尾良く遂行されてきたのかは、定かではない。ちなみに、国営企業自体が抱える債務総額は、昨今、改めて増加する趨勢にある（第3節第3項参照）。

なお、重要なこととして、同時期には、1992年6月以来国営企業の株式化が、またこれと密接に関連するが、1993年末以来国営企業への取締役会の導入が、それぞれ試験的に開始された。前者については、次項で簡単に触れる。

3.4.1994年以来の国営企業改革－企業合同の総公司化・経営集団化を中心に－

国営企業の再整理・再編成、一般に国営企業改革は、総じて、1994年1月の共産党全国代表者会議が「工業化・近代化」路線を設定したことを受け、同時期以来、新たな段階に移行している。

(1) 企業総数のさらなる量的削減を図るべく1994年3月に開始された再登録・再設立運動の第2段階は、その第1段階における不首尾を是正するため、例えば企業が充たすべき要件の一つである法定資金額を従来の5倍に引き上げるなど、企業が再登録・再設立を得る基準を厳しくしている。また、1995年8月の政府議定500号は、従来再整理が不首尾であった建設産業、機械製造産業の再整理の実施を目的の一つとしてきた（第3節第3項参照）。1995年3月の「国有企業法」の施行を受けて、同年10月には、財政省に企業資産・資金管理総局が新設され、企業資産の所有権と利用権との分離をさらなる徹底が図られている。さらに、1996年8月の政府議定50号は、企業の再設立、再編成、解体、破産のガイドラインを今一度包括的に示している。

他方、1996年5月の政府議定28号により、ヴィエトナムは、国営企業の株式化の適用拡大をも図りつつある。国営企業の株式化の適用拡大という方針は、上述の共産党全国代表者会議にお

いてすでに提起されていた。同決議は、企業経営に見られる汚職、浪費、国家財産の盗み等（企業のインサイダーコントロールの強化）を招来する企業の「無所有」性を是正するには、従来の企業の法人化を一歩進め、企業の所有と経営の分離＝株式化を推進する必要がある旨を主張していた。

国営企業の株式化は、1992年6月の首相決定202号の発令以来、試験的に実施されてはきた。しかし、この試験的株式化は、資金市場・証券市場の未発達という客観的要因に加え、主管官庁、企業長、勤労者すべてに存在する、既得権益を失うことに対する危惧等のために、充分な進展を見せてはこなかった。上述の1996年5月の時点までに試験的株式化を実施した企業の数は、わずか数社のみであった。

こうした中施行された政府議定28号の意義は、株式化の適用を拡大するべく、特に当該企業従業員の株式購入に関する優遇策を従来以上に具体的に定めた点にある。ヴィエトナムの各プレスは、同運動について、政府の正規の目標ではないものの、1997年末までに少なくとも150、また証券取引所の開設が予定されている1998年には200の国営企業を株式化する展望を伝えてきた。現在、各中央官庁・地方自治体は、それぞれ管轄下の企業を1ないし2リストアップし（全体で100ほど）、その株式化を図りつつある。

1994年以来の国営企業改革の特徴の一つは、企業の再登録・再設立運動の第1段階では先送りされてきた、企業合同の再登録・再設立ないし再編成が実施されてきたことである。

この企業合同の再編成も、上述の共産党全国代表者会議において主張されたものである。同決議の含意は、企業合同の再編成を、企業のソフトな予算制約、あるいは企業のインサイダーコントロールの強化を継続させてきた（いずれも第3節を参照）一因である企業と主管官庁との関係＝主管制度の漸進的な廃止とタイアップさせること、その一方で企業合同を同会議が提示した工業化・近代化＝経済開発に寄与する（国際競争力を有する）経済組織へと転換することにあった。

以上のように、1994年以来の国営企業改革は、1,990年初頭以来の国営企業の所有権と利用権の分離ないし企業の法人化を一歩進め、その所有と経営の分離ないし企業の株式化を図ろうとする課題に加え（上述の主管制度の漸進的廃止も、以下の(2)に見るように企業合同に取締役会を導入し閣議の直轄下におくことを意図してきた限りで、この方向上にある）、国営企業の経営を経済開発の本格的実施との関連で再編成するという新たな課題を設定しつつ今日に至っている。後者が強調されるに至ったのは、開放経済下の国際競争の中で顕在化しているヴィエトナムの国営企業の技術水準の後進性、また規模の狭小性の克服といった問題が、ここへ来て、ヴィエトナム国内でクローズアップされてきたからである。実際のところ、企業の再登録・再設立運動の第2段階、また企業の株式化の適用拡大は、企業合同の再編成と密接に連関して進められてもいる。以下では、本トピック第3サブトピックの日本側担当者の最終報告書との重複を避けることもあり、1994年以来の企業合同の再編成のみについて、その課題をも含めて論じる。

(2) 企業合同は、ドイモイの開始以来、1989年に施行された新「企業合同定款」等によって、改革（経営自主権の拡大による行政的中間項から経営組織への移行）の洗礼を一定程度受けてはきた。ただし、それが国営企業一般に対するほど強力には遂行されなかったこと（前項(1)をも参照）、また再登録・再設立が先送りされてきたこと等により、ヴィエトナム語文献に従えば、企業合同は、①自主権を大幅に獲得した傘下の企業のインサイダーコントロールの強化に悩むタイプの企業合同、②従来通りの行政的規制によって、政令面で拡大された傘下の企業の経営自主権を制約してきたタイプの企業合同、という2つのタイプに大別されてきた（量的な把握は困難）。

1994年3月以来の企業合同の再編成は、①企業合同を「資産の維持・増加」を義務づけられる政府事業体＝国有企業とすること、行政的中間項の色彩の強い企業合同は「解体」すること（首相決定90号）、②企業合同の一部を「経営集団」と呼ばれる大規模な企業集団へと再編成すること（首相決定91号）に努めてきた。上述の2種類の新「企業合同」は、1995年3月の「国有企業法」の施行以来、法的にはともに「総公司」と呼ばれているが、両者を区別するために、前者を（首相決定）「90号に従う総公司」、後者を「91号に従う総公司」と呼称することもある。

前者と後者の差異は、傘下の企業数について前者が5以上、後者が7以上であること、法定資金額について前者が5000億ドン以上、後者が1兆ドン以上であることのほか、後者については、

統合形態として従来通りの一企業一産業に従う水平的統合のみでなく多角的統合・垂直的統合を実現すること、また内部にメインバンク的性格を備えた金融組織を設立することが許可されたこと、さらに後者は、従来の当該部門別管理省の手を離れ、取締役会を備えた政府直轄の経営組織として再編されつつあること、である。この点から理解されるように、上述の「経済開発に寄与する経済組織」として認識されているのは、後者の方である。なお、この後者のモデルの源泉は、韓国の財閥、より直接には中国の企業集団にある。

1997年初頭現在、90号決定に従う総公司の数は80弱、91号決定に従うそれ（以下「経営集団」と略記）は18である。経営集団を形成するのは、電力、石油・ガス、石炭、セメント等の重工業関連産業、ゴム、コーヒー等の旧プランテーション産業といった、ドイモイの開始以前から大規模企業合同を形成してきた産業のほか、海運、航空、郵政、繊維、タバコ、食糧・食品、製紙等の産業、さらに各国立商業銀行等である。

経営集団については、今日まで「総公司」定款（1995年9月）や総公司に設置される金融機関に関する政令（1996年5月）が施行される等、一定の法整備が図られている。また、これら経営集団の構成（傘下の企業名等）も公表されている。ただし、その経営活動の実態は、経営集団自体が試験的設立の段階に留まっていることもあり（上述の定款も若干数の経営集団のみが試験的に実施しているに過ぎない）、未だに定かではない。この点を踏まえ、以下では、経営集団に関するヴィエトナム国内の議論を参照しつつ、その課題を、ラフにではあるが示すことにしたい。

第1に、経営集団の経営内部に関わる問題として、上述の経営集団の政府直轄化が実際には政府の機能の一部を従来通り主管官庁に委ねざるを得ない現状にある中、政府と経営集団の取締役会というラインと、主管官庁と経営集団の企業長というラインとの権限がなおかつ確定されていないという問題がある。経営集団と傘下の企業との間の権限（特に傘下の企業における経済計算制の自由度に関するそれ）の確定を巡っても、意見の相違が見られる。これらは、いずれも、昨今のヴィエトナムで「経営自主権の分権化の確定」と呼ばれる問題と関連している。

前者については、それが企業＝経営集団のインサイダーコントロールの強化の是正に寄与しうる限り、政府と取締役会というラインの権限を強める方向で継続されるべきであろう。後者の問題は、若干複雑である。経営集団の権限の強化は、傘下の企業のインサイダーコントロールの強化を是正しうるものの、それが経済計算制に関わるだけに、傘下の企業の経営自主権をいたずらに阻害するケースも排除しきれないからである。経営集団については、内部に設置される金融機関を通じて傘下の（株式）企業を規制してゆくという構想も存在する。しかし、この構想は、金融面でのソフトな予算制約が継続している現状では（第3節第3項参照）、慎重に実施する必要がある。

第2に、経営集団が国際競争力を有する、経済開発に寄与する経営組織であると言われる場合、その定義自体に、さまざまな偏差が存在する。①輸出の拡大に寄与すること、②海外投資を拡大し拠点を形成する核となること、③多国籍企業と合弁を営む際のヴィエトナム側パートナーとなること、④輸出加工区内に外資に頼らない工業団地を建設しその主体となること、⑤地方に存在する企業と株式合弁会社を建設し当該地方に中小規模の工業団地を建設すること、等がそれである。

③④⑤については、政治問題とも関連するため、ここでは触れない。①②については、残念ながら、経済的観点から具体的に論じられるには至っていない。

計画投資省は、経営集団の改革の方向として、1994年3月の首相決定91号が定めた、多角的統合・垂直的統合という統合形態の経営集団への適用の拡大を意図している。この場合、重要なことは、「多角的統合」・「垂直的統合」という概念を経済学的に理解することであろう。これら2つの統合形態は、他の条件が同じであれば、これまでの主たる統合形態である水平的統合と比べて、規模の経済性を発揮しやすく、上述の①②の実現＝国際競争力の強化にも直結するからである。AFTAへの参加を目前に控えるヴィエトナムにとって、経済学的な意味に従う多角的統合・垂直的統合の遂行は、経営集団の今後の方向性を考えるにあたり、検討に値することであろう。

これら2つの統合形態は、加えて、水平的統合に従う現行の経営集団に比べれば、企業合同の時代から常々批判されてきた、その「独占」禍を軽減する作用もある。したがって、近い将来に公布される「独占規制・競争奨励法」には、この点が反映される必要もあろう。他面、1994年以来見られる、単なる大規模化・企業合併による総公司一般の設立は、厳重に禁止される必要がある。

最後に、上述の2つの統合形態の問題は、現在のヴィエトナムの課題であるターゲティング産業を具体化する政策の立案に際しても、参考にされる必要があろう。

4.ドイモイ下の国営企業改革に関わる問題点・課題

4.1.経営請負責任制について

ドイモイ下の国営企業改革の過程で改革・開放期の中国のような「経営請負責任制」がとられてきたのか否かは、ヴィエトナムの国営企業改革の今後の処方箋を提示するに際し、考察しておかれるべき問題の一つである。

1993年12月の共産党理論誌『タプチ・コンサン』(Tap Chi Cong San)に掲載された一ヴィエトナム語文献に従えば、ドイモイの開始以来、「請負制」は、その国営企業への適用が従来以上に拡大されてきた。同文献によれば、請負制は、① 1990年代初頭以来の企業資産の所有権と利用権との分離ないし企業の法人化の過程で企業に企業資産の価値を「維持し増加すること」が義務づけられる中、これを請負う指標として、例えば、資産増加指標、資本利用賞罰指標、経営資金分配指標等の指標が企業に対して適用されてきた。②また、これら以外に特に重要なものとして、同時期に実施された税制改革以来、企業が徴税機関に対して利潤税額を請負う形態が存在している。同文献は、これら請負の諸形態は企業・企業従業員のインセンティブの向上に寄与したものの、国有企業の「無所有」性に起因する否定的諸現象(われわれの理解では、次項で論ずる企業のインサイダー・コントロールの強化を指す)を是正し切るには至っておらず、したがって、さらなる企業改革=国営企業の株式化の実施が必要であるとしている。

このように同文献は、国営企業改革が企業の法人化(ここでは企業経営の請負制)から、さらに株式化(所有と経営の分離)に進むべきであるとの立場から書かれたものである。その限りで、ドイモイ下のヴィエトナムの国営企業改革も、経営請負責任制から株式化へと進んできた昨今の中国の国営企業改革と軌を一にしているかのように見える。

しかし、上述の文献に言う請負制の適用を見る時、そこには、中国のそれと比較した場合、請負制の適用の度合い・普遍性、目的・意図、さらには用語法等について、中国のそれとは同一に論じられない諸事情が存在する。上述の文献に言う①の請負制の適用については、これをより詳細に論じる文献が見当たらないため、以下では、「重要」であるとされる②の利潤税額請負制について考察する。

企業の徴税機関に対する利潤税額の請負制は、例えば、企業が当該年の経営を開始するに先立ち徴税機関との間で当該年に達成することが予定される利潤税額を予め決定する制度であり(請負制はその限りで一種の「計画」であるが、同問題にはここでは立ち入らない)、企業が予定以上の利潤額を挙げた場合には企業取り分を増加させうるという意味において、企業・企業従業員に対する一種のインセンティブ・システムである。

同請負制は、1992年施行の利潤税法・同法改正に関する政府議定57号等により、確かに企業に対して適用されている。しかし、この場合、請負制が適用されているのは、

小規模な家族経営企業、また行商等の特殊な企業のみであり、国営企業・私企業一般の納税は、いずれも差別的な・標準化されてはいない固定税率に従ってきた。

これら固定税率に従う国営企業は、納税を年に一回ではなく月毎に行ってもよい。この過程で、国営企業・徴税機関との間には、実際には利潤税額請負制が行われているとするヴィエトナム語

文献も存在する。しかし、この場合、これを適用している国営企業の産業や度合いが如何なるものであるのかは、ほとんど把握し得ない。

1990年代初頭に発表された別のヴィエトナム語文献は、企業・徴税機関間の利潤税額請負制は「実際には、現在、ヴィエトナムで普遍的な徴税形態である」と述べている。同文献に従う場合にも、同請負制が実施されている目的・意図は、むしろ、企業・企業従業員のインセンティブの向上にあるというよりも、現状では個々の国営企業（私企業も）について十分な監査を行う力量のない弱体な徴税機関が徴税を円滑に行うことにあり、その限りで、同請負制は、経済活動全体の市場経済化に努める中、なおかつ基盤整備の強化が急がれる財政改革の現状において採られた、暫定的な方策の一つであると言える。

さらに、「請負」という用語の使用法は、ヴィエトナム語諸文献においても、さまざまである。先述のごとく、ドイモイ開始以前の1981年に、企業従業員の賃金・ボーナスに対して出来高払い制度が導入された。この制度を「請負制」と呼ぶ論者も存在する（上述の『タプチ・コンサン』の1993年12月号に掲載された文献も、これをも「請負制」としてカウントしているように思える）。ただし、同制度は、企業と企業従業員との間で定められた制度であり、定義上、本来の「請負制」とは別種のものである。

以上から、とりあえず暫定的な結論として、ドイモイ下の国営企業改革においては中国と同様な「請負制」はとられてこなかった、と述べることが可能であるように思われる。ちなみに、本サブトピックのヴィエトナム側パートナーによって書かれた最終報告書には経営責任請負制の適用に関する若干の事例が語られているが、たとえ、これに従ったとしても、その適用の度合いが「普遍的である」とすることはできない。

中国では、「請負制」の適用は企業のインサイダーコントロールの強化に直結してきた。次項で論ずるように、ヴィエトナムでもドイモイの開始以来企業のインサイダーコントロールの強化が顕在化した。しかし次項では、同現象は、ドイモイ開始以来の企業の経営自主権の拡大のあり方、また、それがとられた時期の他の要員に大きく関連していた、という観点から叙述する。

4.2.企業のインサイダーコントロールの強化について

ヴィエトナム語文献は、企業の「インサイダーコントロールの強化」という用語を使用していない。しかし、われわれが企業のインサイダーコントロールの強化と呼ぶ諸現象は、ヴィエトナム語文献をフォローする限り、これを量的に把握することは困難であるものの、明らかにドイモイの開始以前から存在してきた（第1節第2項参照）。

ドイモイの開始以来、同現象は、企業の経営自主権の拡大を図った1987年11月の217号決定の実施直後から顕在化し、1990年代初頭には是正が必要とされるに至った。1994年に発行された一ヴィエトナム語文献は、この点について、217号決定には多くの「抜け穴」があるが適時是正されてこなかったために、これが、企業・部門・地方のセクショナリズムと当面の利益のために悪用され、多くの否定的現象を引き起こし、国家の諸規定を無効にしてきた、と述べ、217号決定の、①企業資産の譲渡・賃貸（同決定2条、19条）、②内部利潤留保の計算・分配（24条）、③賃金・ボーナスファンドの計算・分配（50条）等に関する諸規定が、企業長の権限を明確に定めなかったこと、国家が高所得を規制する政策を適時施行しなかったことから（第2節第1項で触れたように、217号決定は、企業が所得を得た場合これを賃金に「上限を設定せずに」上乗せすることを認めてきた）、異なる企業の従業員間の所得格差＝一部企業の従業員の所得の増大を招いた、としている。

①、また②③の点は、他のヴィエトナム語諸文献により、やや具体的なイメージを描くことができる。①については、不必要な装設備を自主権の下に購入し、これを他の企業に売却（譲渡）することで利ざやを稼ぐ、ヴィエトナム語でmua di ban laiと呼ばれる諸現象を挙げることができる。②③は、直接には、217号決定の「所得経済計算制」（第2節第1項参照）から生じた。利潤部分と賃金部分とを請負う同メカニズムの適用の過程では、企業が所得を得た場合、まず利潤よりも賃金部分を先に大きくする傾向が、次いで利潤部分の分配については生産経営奨励発展

ファンドよりも報奨ファンドを大きくする傾向が生じた。ここから、黒字企業の中には、従業員の賃金を労働生産性を超えて増加させうる企業が現われた。ちなみに、この傾向は、中央直轄の工業部門で著しかった。第2節第3項で触れた、賃金上乗せ部分の分配を事前に行い規定に達しない税額を納税する・赤字企業にカウントされる諸企業のケースは、このケースの一つである。

ところで、同時期の上述の諸現象については、217 号決定の有した不整合性から生じた制度的な要因以外に、当時、ヴィエトナムが未だにマクロ経済の安定化を達成していなかったという要因が、少なからず影響していたようにも思える。特に月間インフレ率が年に2桁にも達した1980年代末の時期には、217 号決定等による企業の経営自主権の拡大とは別途に、企業の従業員が生活防衛のためにも上述の諸現象に走らざるをえなかったであろうことは、十分に考えられることであろう。実際、上述の1994年に発行された文献も、賃金の引上げが滞りがちであったために、国営企業の従業員が所得を国家の規定する以外の制度に従って「再分配」してしまう現象が生じている、と述べている。

上述の諸現象に対してヴィエトナムが対応を開始するのは、第2節第3項で論じたように1990年代初頭以来のことである。実際、同時期以来とられてきた企業資産の所有権と利用権との分離ないし企業の法人化は、企業のインサイダーコントロールの強化を是正することを目的の一つとしてきた。そこには、上述の文献によって「アクセルを大きく踏んだ」一方で「ブレーキをかける」のが足りず「安全ベルト」を閉め忘れたと形容されたように、企業の経営自主権を拡大する一方で企業のインサイダーコントロールの強化の是正については後手に回ってきた、ヴィエトナム政府の反省があったようにも見える。

上述の全般的な方向の中で、1990年代初頭以来、企業のインサイダーコントロールの強化を是正するべくとられてきた措置としては、包括的ではないが、①税制改革と並行して、1992年以来、高額所得者の所得を規制する税法を実施してきたこと、② 1992 年初頭以来、企業資産の減価償却費を 100%国家に再集中してきたこと、③ 1995 年 3 月以来の「国有企業法」の施行の中、②の措置が廃棄される一方で、企業に利用権が付与されてきた生産経営発展奨励ファンド＝投資ファンドの利用を実際には制限してきたこと、等を挙げることができる（ただし②③の措置は、結果的には企業の投資自主権をも制約するものであるため、上級機関と企業との間のプランバーゲニング、企業の「ソフトな予算制約」を継続させてきた恐れも多い）。ちなみに、本サブトピックのヴィエトナム側パートナーの一人によれば、企業に減価償却費をも含む企業資産の維持・増加が義務づけられた結果、上述の減価償却費を低く計上した結果黒字企業にカウントされる諸企業のケースは「減少してきた」。

ところで、1997年に発行された一ヴィエトナム語文献は、企業のインサイダーコントロールの強化が、量的な把握は不可能であるものの、1993年以来なおも継続していることを指摘している。同文献によれば、1993年6月の労働傷病兵社会省・財政省両省による通達20号により、企業に従業員の賃金部分の決定に関する自主権を付与する制度が改正された。企業に生産物一単位、売上高・生産費、売上高、利潤の4種の何れかを基準に賃金部分を設定させ企業経営を利潤極大化原理にさらに従わせる同制度の詳細は、ここでは省かざるをえない（ほとんどの企業は従来通り売上高を基準としてきた）。要は、同文献によれば、同制度の適用の結果、賃金費用を節約し労働生産性を増加させる趨勢が強まったこと、また217号決定により定められた、企業の新規従業員の募集に関する「労働契約制度」への移行をさらに促進したこと等の成果を挙げてきた一方で、実際には多くの企業が同制度に従わっていないために、やはり、賃金部分の設定の際に、あらゆる手段によって同部分を増加させ、利潤部分・利潤税部分を低く計上すること、具体的には、①政府への報告の際に賃金部分を必要以上に水増しして報告したり、②内部書類と政府への報告書類とにおいて賃金部分の計上を違える（当然、内部書類における賃金部分の方が大きくなる）等の趨勢が継続している。したがって、本トピックと並行して実施された海外経済協力基金（日本）と中央経済管理研究所（ヴィエトナム）とによるヴィエトナムの国営企業調査において示された、1990年代に国営企業従業員の所得が上昇してきた傾向は、1993年に実施された国家公務員の賃金改正＝引上げと、上述の企業のインサイダーコントロールの強化の継続という2つの要因によって説明される（この点は上述の1997年のヴィエトナム語文献によって確認した）。

このように、さまざまな政策努力にもかかわらず、企業のインサイダーコントロールの強化は、その是正がなおも必要とされている現象の一つである。1996 年 11 月に施行された政府決定 59 号が、企業の内部留保利潤のうち、投資ファンドに留保するべき部分を引上げ、報奨ファンドさらには福利厚生ファンドへの規制を厳しくしたことは、上述の現象に対する政府の対応の一つであると評価しうる。昨今のヴィエトナム語諸文献によれば、mua di ban lai は、なおも企業のインサイダーコントロールの強化を示す普遍的な現象のようである。企業のインサイダーコントロールの強化は、実施中の企業の株式化、また一部企業合同の経営集団化（いずれも取締役会の企業への導入を目指している）等の過程において、効果的に是正される必要がある。

4.3.ソフトな予算制約について

本稿では、企業の「ソフトな予算制約」という概念を、その発案者であるハンガリーの経済学者コルナイ（J. Kornai）に従って使用する。

コルナイによれば、企業のソフトな予算制約とは、社会主義下の国営企業の活動の欠陥・非効率性を描写する一種のレトリックである。完全競争市場下の企業は、普通、自らの所得を制約条件として利潤を極大化するよう努める。その意味で、完全競争市場下の企業の活動は「ハードな予算制約」に従う。これとは対照的に、社会主義下の国営企業は、その活動が赤字等の困難に陥った場合、結局は国家＝主管官庁によってその経営困難を補助金等のさまざまな形で肩代わりされる。しかし、こうした国家による肩代わりが期待しうるのであれば、国営企業の経営活動は必ずしも自らの予算制約＝所得のみに頼る必要がなくなるであろう。この結果、企業の予算制約は「ソフト」化し、企業活動は効率性を追求するものではありえなくなる。コルナイは、企業のソフトな予算制約を生じさせる諸現象として、①上述の補助金のほか、②差別的ないしプランバーゲニングを生じさせうる価格形成、③同金利、④同税率の 4 点を挙げている。ちなみに、ヴィエトナム語諸文献で、価格面、金融面、投資面での「バオカップ」（bao cap）と賞される現象は、いずれも、この企業のソフトな予算制約という概念から説明することができる。

ドイモイ下の国営企業改革は、第 2 節第 1 項、第 2 項で述べたように、その当初から企業が形成する価格への財政補助金の削減を急務としてきた。このため、価格への財政補助金は、為替レートの単一化、各種生産財価格・生産物価格の自由化・市場価格水準への引上げを実現した 1989 年から 1992 年の時点までに急減した（第 2 節第 2 項参照）。賃金に補填されてきた光熱費・水道費等も同時期から漸次引上げられ、また 1993 年からは超廉価な家賃で提供されてきた公務員住宅の国家公務員への市場価格での払下げも開始されている。総じて、上述の①②に起因する企業のソフトな予算制約は、ほぼ同時期までに大幅に縮小された。

コルナイに従えば、企業のソフトな予算制約はまた、企業の「投資加熱」・その対概念である「不足」を生じさせる。自らの予算制約を超えた補填が国家から得られるのであれば、企業は、事業を拡大するべく、生産財・投資資金等を効率性とは無関係に際限なく欲するようになる。

このタイプの投資加熱は計画化システム下では企業による財政資金の無心・分散に現われる。この現象は、1980 年代末から 1990 年代初頭の時期においても顕著であった。当時のヴィエトナム語諸文献によれば、財政投資資金を 38 の重点プロジェクトに集中させる予定であった 1989 年予算は最終的には 1700 のプロジェクトにこれを分散させざるを得なくなり、また 1990 年予算の投資総額も、同様な事情から予算の 2、3 倍に膨れ上がった。財政投資資金の無心を継続してきたのは、特に建設産業、機械製造産業等である。当時の一ヴィエトナム語文献は、建設部門が獲得し現場に寝かしたままである生産財の 20%をこれが真に必要な他の生産部門に回すことができれば、「不足」現象は直ちに解消しうる、と述べた。

ただし、この現象は現在も時折報道されるものの、その報道の頻度は少なくなっている。これを数量的に示す資料がないため即断は禁物であるが、同現象は、改革全般の進展、特に 1990 年代初頭以来の財政と金融の分離＝国営企業の投資資金の金融機関からの借入の義務づけ等により、減少していると見られる。建設部門、機械製造部門に対しても、1995 年 6 月以来、これを再編成する措置がとられている（第 2 節第 4 項参照）。

これに対し、③の、差別的ないしプランバーゲニングを生じさせる金利に起因する企業のソフトな予算制約は、経済活動全体の市場経済化に伴い企業の活動資金の源泉が財政から金融へと移る中、むしろ増加しているようである（④の同税率の存在も確認しうるが、ここでは立ち入らない）。

ドイモイの下、従来の所有セクター別・産業別の差別的な金利体系は、1992年6月以来、形式的には廃止されている（第2節第2項参照）。しかし、各国立商業銀行が金利を一定の枠内で設定する権限を得る中、従来通り非国営セクターよりも国営セクターに対して、また商業部門、軽工業部門よりも重工業部門に対して（ある場合には十分な審査を行わずに）差別的な優遇金利による貸付を行っている実態には大きな変化が見られない。加えて金融機関が償還期限を迎えた企業債務をあえて回収しないという現象（これも一種の差別的な貸付）も、量的把握は困難ではあるものの、存在している。

ヴィエトナムは、1995年10月に財政省の企業資産・資金管理総局を通じて、初の本格的な企業債務調査を行った。この結果、1992~3年当時には20兆ドンであった（1994年に発行されたヴィエトナム語文献による）国営企業全体の債務総額は、同時期には279兆ドンに上っている。このうち、償還期限を迎えたものは91兆ドン、また同91兆ドン中返済の見込みが立たないものは2兆ドン強となっている。

こうした、昨今は国際金融危機との関連でも注目されている企業債務の増加の原因の一つは、経済活動全体の市場経済化を課題としてきたヴィエトナム経済が1994年以来本格的な経済開発をも課題に加える中、実際、本来的な意味での資金の不足が従来以上に顕在化している点にある。しかし、ここには、上述の③に起因する企業のソフトな予算制約が相変わらず矯正されていないという事情も間違いなく存在している。ヴィエトナムは、1996年11月に、同問題の解決を目的の一つとする政府決定59号を発令したが、同政令を解説した『投資』紙の記事によれば、昨今の企業債務の増加の一因は、企業がその力量＝経営規模を超えた借入れによって投資規模を急激に拡大していることにもある。

こうした一種の投資加熱（上述のように同現象は企業のソフトな予算制約から生じる）に起因する企業債務の増加を是正するべく、同政令は、企業に対しその法定資金額を超えた借入れを禁止する措置を盛り込んだ。しかし、この措置は、電力等の新規投資に一時的に多額の資金を必要とする産業等の反対もあり、現実には実施されるには至らず、1997年以来、各産業サイドの意向を大幅に容れ、産業毎に借入限度額を改めて差別的に定めた改正措置として実施せざるを得ない状況にある。

このように、企業のソフトな予算制約は、ドイモイの下、従来の計画化システムの下での上述の①②タイプのそれから、③タイプへと形態を転じて継続してきた、と言える。1990年代初頭以来の企業の再登録・再設立運動は確かに同現象を縮小させることを目的の一つとしてきたものではあるが、一次は国営企業総数の10数%にまで低下した赤字企業の割合が昨今は再び30%前後に上昇していることを伝える報道も見られること、また同運動と関連して1994年1月以来施行されている破産法が現実には企業に対してほとんど適用されていないことも、同現象の継続を示す諸表現である（もちろん、これらの現象、特に前者は前項の企業のインサイダーコントロールの強化という観点から論じることもできる）。コルナイは企業のソフトな予算制約の背後には国家の「温情主義」が存在すると述べているが、金融支援、破産法適用の回避等を通じた必要以上の温情主義は反って国営企業の活動の欠陥・非効率性を長引かせ経済全体に悪影響を与えることは、もっと認識されてもよかろう。

ただし、企業のソフトな予算制約＝計画化システムの形態を転じた残存として論じてきた上述の問題は、私見では、一開発途上国であるヴィエトナムの場合、実際には、ヴィエトナムの国営企業の活動がなおも帯びている伝統社会的要素に起因する問題（ヴィエトナムでは社会問題ないし社会政策に関連する問題と認識されている諸問題）との関連で、さらに究明される必要がある。

5.補論・企業経営における伝統社会的要素の残存について

国営企業の経営に、「生活共同体」的性格、「官僚資本」的性格、「たん派」等の伝統社会的な要素がどの程度残存しているかは、本トピックが究明に努めてきた問題の一つである。しかし、同問題はヴィエトナム語諸文献において直接に論じられることが極めて少ない問題であるため、本稿でも、これを真正面から取り上げなかった。以下の叙述は、若干のヴィエトナム語文献等から示唆される限りの、同問題に関する参考資料、とでも言うべきものである。

1995年に出版された一ヴィエトナム語文献に従えば、かつて国営企業の役割の一つは、「雇用」の確保におかれていた。計画化システムの下、企業の経営自主権が大きく制約されていた一方、企業従業員は、計画の達成・未達成に関わらず、雇用と賃金とを保障された。国営企業のこの側面は、一方では経済の開発途上性に起因する多数の失業者の救済を意図するものであったが、また、ヴィエトナム戦争中に多くの企業従業員が前線へと赴く中、これを適時補充するためにも必須とされた。こうした中、過剰労働を抱えたヴィエトナムの国営企業は、ドイモイの開始以前から、すでに一種の「生活共同体」的性格を帯びていた。

ヴィエトナムの国営企業は、経営活動の他に、当該企業の従業員のために、政府、特に地方自治体の財政に代わって、各種の社会的責任を果たすことを義務づけられてきた（企業の経営機能と社会機能の未分離）。これら社会的責任は、企業の税引後内部留保利潤のうち、福利厚生ファンドの利用を通じて果たされる。例えば、1987年11月の217号決定における福利厚生ファンドの使途は、以下の6点よりなる。

①住宅・公民館・宿泊所・保育園・食堂・売店・体育スポーツ施設の建設の増加、拡大、修理、②用具、医療品、食堂・売店・公民館・保育園の装備の購入、体育スポーツ施設の購入、保育施設の支出、③企業従業員の副業に対する資金の貸付、④文化補修・技術義務学習の支出の一部補填、⑤不足の自体への補助給付、⑥企業の保育園・食堂・診療所・病院に勤務する従業員へのボーナスの支出。

福利厚生ファンドの使途は、このように多岐にわたっており、実際、税引後内部留保利潤のうち生産経営発展奨励ファンドと報奨ファンドとに関わる使途以外のすべてと定義するのが正しいように思われる。

217号決定の施行以来、企業内従業員代表大会は、この福利厚生ファンドの利用・管理に関する権限を大幅に拡大された。しかし、本トピック第1サブトピックの日本側の研究成果からも示唆されるように、ヴィエトナムの国営企業のすべてが、中国の国営企業のように、上述の①~⑥の条項の多くを実施しうるほど十分な福利厚生機能を備えているか否かについては、疑問がある。企業が福利厚生ファンドを増加し得たか否かについても、ヴィエトナム語諸文献によれば、ドイモイ開始以来の経営活動全体の市場経済化の中、赤字企業（第2節第3項参照）は福利厚生ファンドの留保すら困難であり、大企業を中心とする黒字企業のみがこれを実現し得たのが実情である。ただし、本サブトピックのヴィエトナム側パートナーによれば、この過程では、その量的把握は困難であるものの、第3節第2項で論じた企業のインサイダーコントロールの強化との関連で、福利厚生ファンドの一部を企業従業員の所得の増加に流用等に走る企業は、確かに「存在してきた」。

福利厚生ファンドは、当該企業従業員のためだけでなく、特に企業が立地する地方自治体内の当該企業外の大衆に対する各種の社会的責任を果たす＝納税とは別途に地方財政の一般福利厚生ファンドに納入され社会的再分配に貢献するためにも利用されてきた（企業財政と政府財政の社会機能における未分離）。この点は、上述217号決定の24条によって昨今まで政令上の根拠が与えられてきた。

市場経済が未発達な実情の下で一定の存在理由を有する同制度の下では、しかし、現実には、地方自治体（また企業長）が企業に対し必要とされる以上の福利厚生ファンドの地方財政への納入を動員し余剰分を着服するという否定的現象も、これも量的把握は不可能であるにせよ、存在するようである（本プロジェクト実施中に筆者がヴィエトナムの一研究者から得た情報による）。

こうした、中国語で「たん派」と称される現象の存在は、上述の例とは異なるが、1994年に発行されたヴィエトナム語文献によっても間違いなく確認される。同文献は、217号決定の施行の後、これが財務監督機関の主管官庁たる責任を明確に定めてこなかった結果、「多くの財務機関による企業財務の監査・検査がご都合主義的に行われ組織・個人の利益を追求するべく職権が乱用されているために、企業に迷惑・負担が生じている」と述べ、不合理な理由に基づく企業の財務監督機関への金品の譲渡、すなわち、たん派の存在を指摘している。

以下、上述の諸問題に関するヴィエトナムの対応と昨今の状況とを簡単に記す。

まず、企業の過剰労働問題については、改革の第1段階以来の企業への「労働契約制度」の適用、また第2段階以来の企業の再整理・再編成は、同問題の解決を目的の一つとしてきた。ただし、特に後者について言えば（前者も同様）、同運動が不首尾である理由の一端が企業側の「生活共同体」の防衛にあることは否めないようである。ヴィエトナム語諸文献も、抽象的な表現ながら、ここには、すべてを国有形態で維持する必要のない全人民所有制度と勤労者個人の利益を適切に保証するべき要求との間の矛盾、要するに、社会問題ないし社会政策に関連する問題が存在する、と述べている。

企業の経営機能と社会機能の未分離については、昨今、ヴィエトナムは、各種社会保険の整備、また労働法の施行（1994年）等により、これを改善するべく努めてきた。また、これより先、1991年の財政省通達138号によって企業資産の利用権の企業への付与が図られた際には、企業に内部留保される利潤のうち、生産経営発展奨励ファンド、報奨ファンドの利用権は企業に与えられたものの、福利厚生ファンドの利用権は与えられなかった。この措置は、上述の企業のインサイダーコントロールの強化の是正と関連しているように思われるが、定かではない。

福利厚生ファンドについては、経済の実情に鑑み、当面はその存在を維持する、というのが、ヴィエトナムの諸学者にほぼ共通する見解である。昨今、具体的には1996年の共産党第8回大会の前後以来、ヴィエトナム政府は、社会政策の「社会化」を訴えてもいる。

「たん派」については、1995年3月に施行された国有企業法の第9条が企業外からの金銭の非合理な無心を「断るか、裁判所に訴える権利」を企業に与えたことにより、法的に初めて禁止された。これに伴い、1996年11月に施行されている政府決定59号（同決定により上述の217号決定は失効した）も、福利厚生ファンドの一部を地方自治体の一般福利厚生ファンドに上納する、という条項を盛り込んでいない。

ただし、本サブトピックのヴィエトナム側パートナーの一人によれば、「たん派」の禁止については、これら総則が与えられたのみであり、その実効を図る具体策の決定・実施は今後のことである。実際、1996年1月以来実施されている新企業会計制度は同ファンドの使途の内訳として企業外の大衆の文化活動への支出、天災遭遇地域・慈善団体への義援金等をなおかつ規定しており、「たん派」が生ずる政令的根拠が完全に失われているわけではない。

【主要参考文献】

本稿を執筆するにあたり、参照した文献（主要なもの）を以下に掲げる。なお（邦語）の 1~4 ですでに引用した文献は、挙げていない。

（邦語）

1．竹内郁雄「『規制された市場メカニズム』への移行－ドイモイ下の国営セクター改革の過程・現状・課題－」（五島文雄・竹内郁雄編『社会主義ベトナムとドイモイ』 アジア経済研究所 1994 年 65~151 ページ）
2．同「社会主義ベトナムのシステム転換－『上級機関と企業との間の支配従属関係』問題を中心に－」（竹内郁雄・村野勉編『ベトナムの市場経済化と経済開発』 アジア経済研究所 1996 年 15~46 ページ）
3．同「企業合同の再編成と主管制度の漸進的廃止について－ベトナムの 1994 年来の国営セクター改革－」（『アジア経済』第 37 巻第 4 号 2~29 ページ）
4．同「ベトナム共産党第 8 回大会と新経済開発戦略」（『同』第 38 巻第 8 号 2~20 ページ）
5．服部亮三「ベトナムの金融システムの変容と展開」（堀内昭義・山田俊二編『発展途上国の金融制度と自由化』 アジア経済研究所 1997 年 295~330 ページ）

（外国語）

A．英語

1．*Vietnam's Economic Reform－Results and Problems－*, edited by Vu Tuan Anh, Social Science Publishing House, Hanoi, 1994, 220pp.
2．*State-Owned Enterprise Reform in Vietnam－Lessons from Asia－*, edited by Ng Chee Yuen, Nick J.Freeman, Frank H.Huynh, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 1996, viii＋170pp.
3．*Industrialization and modernizaition in Vietnam toward 2000*, edited by Vo Dai Luoc, Akie Ishida, Institute of Developing Economies, Tokyo, 1996, 230pp.

B．ベトナム語

1．To Chuc va Quan Ly San Xuat Kinh Doanh trong Xi Nghiep Quoc Doanh（Tap II）［国営企業における生産経営の組織と管理・第 2 巻］, Uy Ban Ke Hoach Nha Nuoc, Ha Noi, 1991, 200pp.
2．Bo Tai Chinh Vien Khoa Hoc Tai Chinh, Co Che Tai Chinh doi voi Doanh Nghiep Nha Nuoc trong Dieu Kien Doi Moi［ドイモイの条件下の国有企業に対する財政メカニズム］（Thong Tin Chuyen De）, Ha Noi, 1992, 236pp.
3．Cac Quy Dinh ve Tai Chinh doi voi Don Vi Kinh Te Co So （Tap II）［各経済主体の財務に関する諸規定・第 2 巻］, Nha Xuat Ban Thanh Pho Ho Chi Minh, 1994, 736pp.
4．Vu Huy Tu, Doanh Nghiep Nha Nuoc trong Co Che Thi Truong o Viet Nam［市場メカニズム下のベトナムの国有企業］, Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, Ha Noi, 1994. 104pp.
5．Tong Van Duong, Doi Moi Co Che va Chinh Sach Quan Ly Lao Dong, Tien Luong trong Nen Kinh Te Thi Truong o Viet Nam［市場経済下のベトナムの労働・賃金管理メカニズムと政策の刷新］, Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, Ha Noi, 1995, 204pp.
6．He Thong Hoa Van Ban Luat Phap trong Ke Toan va Thong Ke［会計・統計の法的文書の体系化］, Nha Xuat Ban Thong Ke, 1996, 422pp.
7．Luat Doanh Nghiep Nha Nuoc va Huong Dan Thi Hanh［国有企業法・施行ガイダンス］, Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, Ha Noi, 1996, 732pp.

8. Bo Tai Chinh, Che Do Moi ve Quan Ly Tai Chinh va Co Phan Hoa Doanh Nghiep Nha Nuoc [国有企業の財務管理と株式化とに関する新制度], Nha Xuat Ban Tai Chinh, Ha Noi, 1996, 488pp.
9. Phan Huong Gianh, Che Do Phap Ly ve Quan Ly Tai Chinh va Co Phan Hoa Doanh Nghiep Nha Nuoc [国有企業の財務管理と株式化とに関する法制度], Nha Xuat Ban Thanh Pho Ho Chi Minh, Ho Chi Minh, 1996, 604pp.
10. Bui Tien Qui, Vu Quang Tho, Chi Phi Tien Luong cua Cac Doanh Nghiep Nha Nuoc trong Nen Kinh Te Thi Truong [市場経済下の国有企業の賃金費用], Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, Ha Noi, 1997, 206pp.
11. Cac Van Ban Phap Luat ve Lao Dong, Tien Luong va Bao Hiem Xa Hoi (Tap I) [労働、賃金、社会保険に関する法律文書・第1巻], Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, Ha Noi, 1997, 498pp.
12. Nhung Dieu Can Biet ve Co Phan Hoa Doanh Nghiep Nha Nuoc [国有企業の株式化について知っておくべきこと], Nha Xuat Ban Lao Dong, Ha Noi, 1997, 188pp.
13. Tap Chi Cong San [ベトナム共産党雑誌『共産主義』]
14. Tap Chi Kinh Te va Du Bao [ベトナム国家計画委員会・ベトナム計画投資省雑誌『経済と予測』]
15. Tap Chi Tai Chinh [ベトナム財政省雑誌『財政』]
16. Tap Chi Thuong Mai [ベトナム商業・スポーツ・観光省雑誌『通商』]
17. Tap Chi Nghien Cuu Kinh Te [ベトナム経済学研究所雑誌『経済研究』]
18. Tap Chi Phat Trien Kinh Te [ホーチミン市経済大学雑誌『経済開発』]
19. Bao Dau Tu [ベトナム計画投資省『投資』紙]
20. Bao Thoi Bao Kinh Te Viet Nam [『ベトナム経済タイムズ』紙]

5

法的側面から見た国営企業改革

土生　英里
監査法人トーマツ

1.国営企業の法的枠組についての研究

1.1.序論

現在の改革の流れを通じて、ヴィエトナムは法の支配を基盤にした国家の建設を懸命に試みている。ヴィエトナムは今、世界への門戸を開いた政策を展開しており、この努力は最終的には、国際的慣行に則した合法的な環境が必要という認識にたどり着いた。特にそれは経済関連諸法について言える。

法律や法規は、市場経済が必然的に求めているものであり、また実際公正な競争の前提である。しかしながら、ヴィエトナムにおける市場経済の施行の現実は、時にこれらの前提を否定する側面をも容認してきた。法律法規の全体系は市場経済の円滑な動きを保証するにあたって重要な役割を担っている。数世代もの蓄積の後に、現在、市場経済を実践する国々では、すでに完結した法体系を構築している。そして、それらと比較すると、ヴィエトナムが今後、たどる道は依然として遠い。計画経済が要求する法的枠組は、全くもって市場経済のそれとは異なっているからである。

国営企業の改革は、非常に困難かつ複雑な事業となるだろう。だがそれは合法的に、また一様に成されなければならない。国営企業改革は、他の分野での改革同様、経済上、また立法上の改革に遅れをとっていると明らかに言える。その要因の一つとして、明快な法的枠組の欠如があげられる。

1.2.研究の目的

経済の発展目標を達成するには、ヴィエトナムは国営企業セクターの改革を実現する必要があるだろう。政府の改革が果たすべき目的は３点ある。

(1) 法的に合法な手段をもって、現在の国営企業を近代的な法人へ移行する。
(2) それは社会主義市場経済を担う柱として、経済全体の生産力を向上し、国営企業の収益性と生産性を高める。
(3) 国家予算への負担を軽減するため、国有セクターの負債増加を削減する。

この研究の目的は、立法の過程や、他の異なった法律や法規間の一貫性を考慮しながら、ヴィエトナムの国営企業を取り巻く法的環境を分析することである。加えて、国営企業の管理運営の法的枠組には特別の注意が払われるべきである。この考察では、国営企業法を含めた様々な経済法や会社法、外国投資法についてなど、国営企業に関連した法律や法規にも留意する。

ヴィエトナムの法制度や立法上の手続きを明確に理解するため、第１章では、立法システムと国営企業の経済的諸活動に関連した法的環境について述べる。

第２章では、国営企業と関連する法的改革の歴史的な背景を説明したい。また第３章では分析に主眼を置き、加えて国営企業を取り巻く最近の法的環境について留意すべき点にも焦点を当てたい。

続く第４章、第５章では、国際援助と国営企業の再構築に関連する考えうる法的解決の実際の状況を説明したい。

そして最後に第６章では、国営企業改革の成功に関わる法的諸問題と諸選択の分析を試みるつもりである。

1.3.研究チーム

日本人グループ
（アカデミック・グループ）
石川　滋　教授
（コンサルタント）
土生　英里

ヴィエトナム人グループ
CIEM チーム

この研究は、政府によって提供された情報、関連行政諸機関とのインタビューに基づいて、包括的な法的諸文書を収集し分析することによって進められた。

1.4.ヴィエトナムの法の種類と立法機関

Type of Legislative Documents	Classification of Legal Document	Issuing Bodies	Alphabetical Designation
Law Documents	Constitution Laws/Codes	National Assembly	QH (Quoc Hoi)
Sub-Law Documents	Resolutions	National Assembly	QH
	Ordinances Statutes Resolutions	National Assembly Standing Committee	UBTVQH (Uy Ban Thuong Vu Quoc Hoi)
	Orders Decisions	President of the State	L/CTN (Lenh/Chu Tich Nuoc)
	Resolutions Decrees	Government	CP(formerly HDBT) (Chinh Phu)
	Decisions Directives	Prime Minister	CP
	Decisions Directives Circulars	Ministers	NV, NG, QP, TP, TC, TM, XD, NHNN, LDTBXH, etc.
	Resolutions	People's Council at different levels	depend on each agency
	Decisions Directives	People's Committee at different levels	
	Instructions	Various Governmental Agencies	

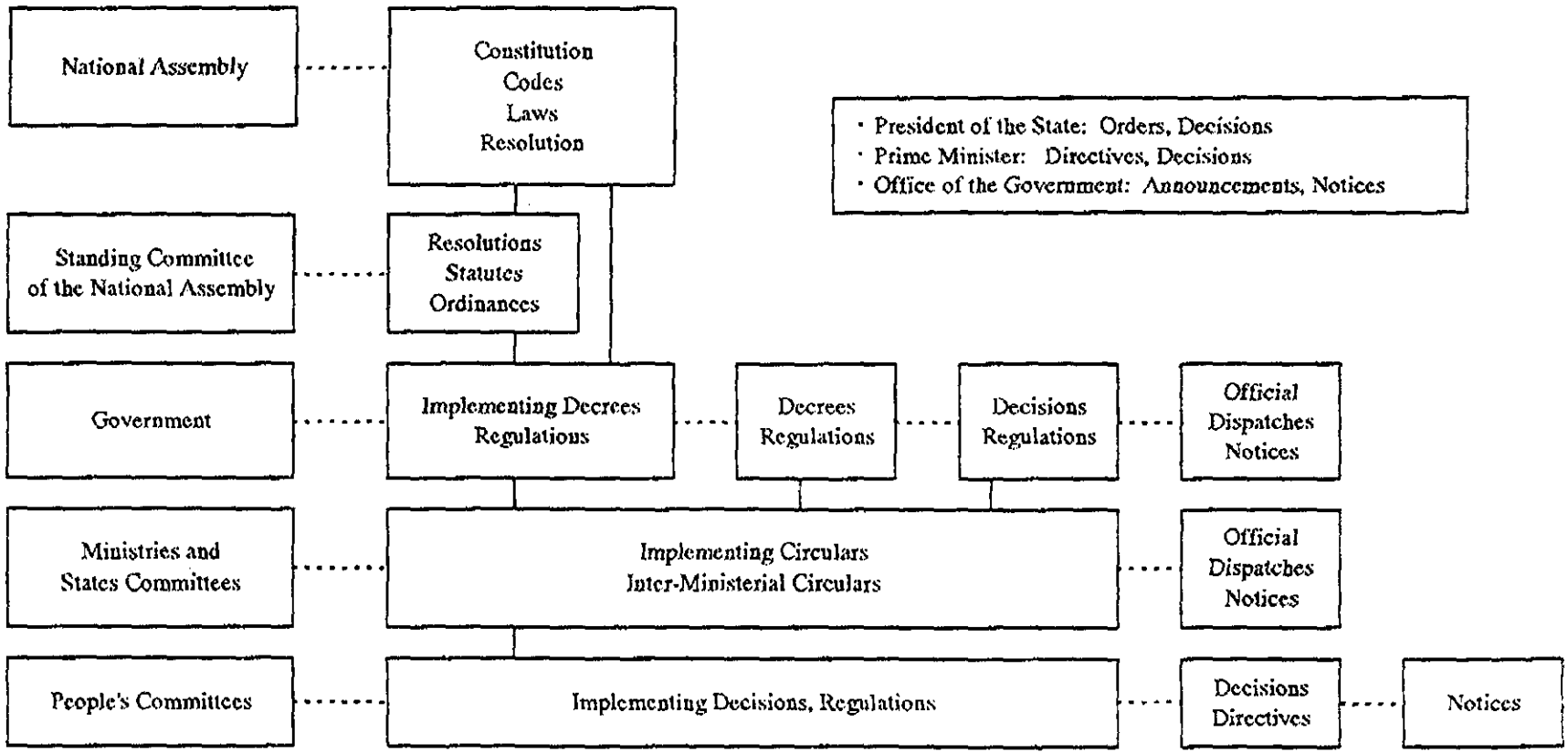

Vietnamese legislation and its promulgation

1.5.ヴィエトナムの立法の仕組み

ヴィエトナムにおける法制度の特色の一つは、法令の制定主体の多いこと、および各制定主体が制定する法令の段階が比較的多層であることである。すなわち、日本では政府は政令を、各省は省令というように各機関が1種類の法令を制定するのに対し、数段階の法令を制定する。この事実は、法律や法規の理解の困難に大いに寄与している。そしてまた、この現実は国営企業の改革には直接関連づけられていない。しかし、法が複雑になればなるほど、履行や適用も困難であることは明確である。

1.6.ヴィエトナムにおける企業の法的枠組

市場経済は、企業の設立、運営、譲渡、そして解散のための分かりやすく明確な法律を求めている。そうでなければ、企業家と投資家の間での信用を創出するにはとても困難なことである。一方、法が煩雑すぎると、事業展開に困難をもたらし、同時に新規事業の送出を妨げることになる。

ヴィエトナムにおける経済法のいくつかは、80 年代の後半から制定され始め、これらの影響力は国営企業の活動に大きく及んできている。最も重要な法律は次の通りである。

民法（Civil Code）

民法は、1996 年に成立した新しい法律である。全文で 838 条にのぼる膨大な法律であり、起草され、ヴィエトナムの法体制の中心に位置づけられるまでにほぼ 10 年を費した。国営企業に特に関係が深い条文は、第1編 第3章法人（法人についての総則および法人の種類）、第2編 財産と所有権および第3編 債務と民事契約である。しかし、法人の章の特定の大部分は、後で説明する各企業法に吸収されている。

商法（Commercial Code）

商法は今年（1997 年）人民委員会で採択された。商業活動のための包括的な法的枠組を提供することをその目的としている。適切に履行されるならば、国営企業との市場取引において、法的保護の改善を確実に意味する。

外国投資法（1987）（Law on Foreign Investment）

この法律は、外国人投資家にヴィエトナム経済のあらゆる部門における投資を認めるものである。しかし、労働集約型、輸出志向型、また、国内の未加工の原料を利用する分野において特に外国投資を奨励している。この法律はまた、国営企業と外国人パートナー達との合弁事業を規定している。

外国投資に関する法律は、ヴィエトナムにおける企業の法的枠組みを規定する初の包括的な法律である。外国投資法制定後、ヴィエトナム国内の企業に法的基盤を与えるため、会社法、個人企業法、そして最終的に国営企業法といった様々な企業形態についての法律が制定された。

会社法（1990）（Law on Companies）

会社法の下では、ヴィエトナムにおいて2つのタイプの会社を設立することが可能である。一つは有限責任会社であり、もう一つは株主会社である。しかしながら、設立や会社組織、ディスクロージャの義務に関してなど、わずか 46 条からなっており、この法律の下で設立された場合、会社の安定した運営と信用性を保証するには十分とはいえない。この法律の2回目の改正案は最近起草されているところであるが、できる限り早く、各条文の改正および補足を加えたより完成された法律を発効させることが急務である。

会社法は、将来はヴィエトナムの企業活動を律する最も包括的、かつ重要な法律となることが期待される。

個人事業法（1990）（Law on Private Enterprises）

個人企業はこの法律の下で設立される。個人企業は、ヴィエトナムのビジネス環境の最も活発な部分を担っているが、これら企業の規模の小ささを考慮すると、ヴィエトナム経済全体における影響力は依然として制限されている。

破産法（1993）（Law on Enterprise Bankruptcy）

この法律によると、企業の破産についての規程は2つの要素からなっている。不適切な経営によって相当量の損失を計上している場合と、債務不履行の2点である。双方の条件が満たされれば、法廷は企業に破産宣告することができる。破産は、国営企業がその経済活動の責任を持つことを目的としており、その結果、より能率的かつ生産性が向上することが期待される。国営企業法と破産法は、国営企業の経営責任と会計責任を増大させることを目指している。国営企業をヴィエトナムの市場経済の柱として位置づけ、統合するためには、国営企業の改革と表裏一体となる破産を定義することが重要だからである。

土地法（1993）（Land Law）

土地法の下では、土地は国家の排他的管理の下に所有される国民の財産である。1992 年憲法では、土地の使用権の譲渡可能性の原則を明確にした。この法律に関連して、いくつかの議論となる矛盾点が依然として存在する。しかし、土地に関しては、基本政策および理念の複雑さゆえに、将来的にも改革すべき課題が残っている。

国営企業法（1995）（Law of State owned Enterprises）

ヴィエトナム経済が補助金主体の中央計画経済から、マルチセクター市場経済へ移行する過程の中で国営企業の合法性は長いこと、議論の対象となってきた。

国営企業法は、国営企業の改革と再生において鍵となる役割を果たす。この法律の詳細は後で詳細を取り上げることにする。

協同組合法（1996）

現存する多くの「共同組合」はヴィエトナムのマルチセクターの重要な要素を構成している。共同体は経済単位として構成され、またその設立や運営を主に参加者個人の出資によっている。

現在、問題となっているのは、前述した国営企業や個人企業、また外資企業を規定する法律が個別に制定、発展したため、相互に統一性を欠くということである。したがって、ヴィエトナムにおける各種企業は、類似の経済活動に従事していても、形態別に別個の法規に従っている。

この事実は、企業活動において不安定さの原因となり、非能率的な経済構造を容認し、また、自由競争の妨げにもなっている。国営企業法は、多くの国営企業が慢性的な赤字体質であることから、格別の注目を受けている。しかし、資産と債務の評価に関わる明確な規定の欠如のため、国営企業の多くは倒産することもできない状態にある。

破産法は制定されたにも関わらず、国営企業の倒産は、1997 年に初めて施行されたのみである。法律そのものに信頼性が欠如しているとき、法はその執行という局面において大きな問題を露呈することになるのである。

憲法と各種会社関連法の関係

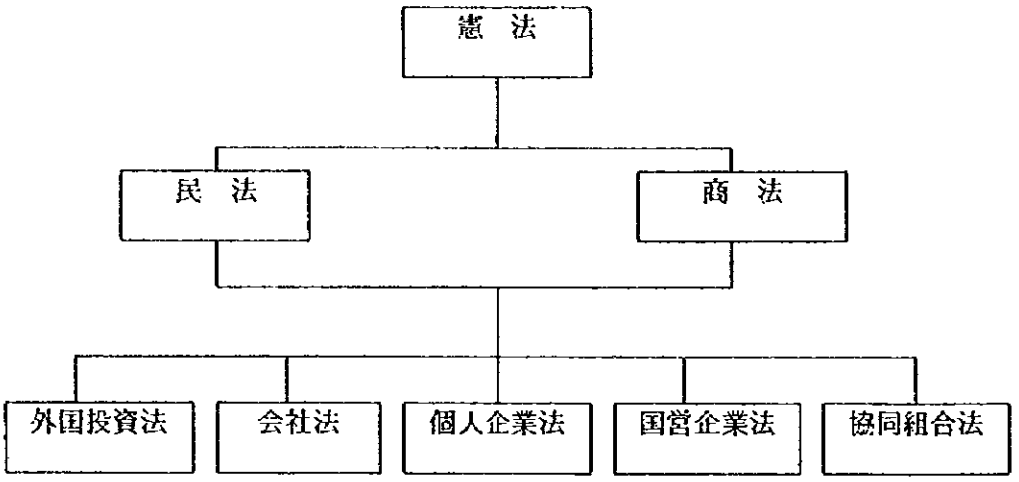

2.国営企業における法的改革の背景

2.1.歴史的背景

社会主義の枠組みが生み出した最も重要な経済主体は国営企業である。1992年憲法19条によれば、国家セクターは国民経済を支える根幹となるべく活力を与えられ発展させられるべきであるとする。ドイモイの結果、1995年に発効した国営企業法のもとで、全ての国営企業は再登録することと組織再編することが求められた。国営企業法は、国営企業の統治において不可欠な重要性を持っている。国営企業法は国営企業に法的に独立した地位を保証するものである。この再編の重要な目的は、市場原理と調和した形で国営企業が運営されることを可能にするため、国営企業を対象とした法的基盤を創り出すことであった。

現行の国営企業を取り巻く法的環境は、社会主義的な市場経済のもとで、適切で安定した経営を保証するにのはまだまだ不十分である。国営企業法を補完にするために公布される細則は国営企業法以外にも数多く存在しているのである。

2.2.国営企業法

1995年4月20日に施行された国営企業法は、国営企業以外の企業との取引に関して多くの不明瞭な側面を持っており、また、同法内部条項において矛盾点も顕著に見いだされる。国営企業法の制定後、これに関連して政令、布告、決定、回状などが公布された。しかし、それら法的文書は、これらに先駆けて布告された国営企業法の中で現存する不明瞭さを解決してはいない。信頼に足りる法的枠組のみが、国営企業の市場競争経済への移行を促進することから、高度な統一性と首尾一貫性が同法に付与されることが望ましい。

不明瞭な国営企業法の一つの特徴は、国営企業の権利と義務に関連したいくつかの条項である。特定の条項では、経営の独立性を保証しているが、別の条項では特定の国家機関からの直接介入を容認してもいる。

将来的には、会社法を拡大、充実し、国営企業、民間企業を問わず適用されることで、公平な市場競争環境を確保する形で発展することが望ましい。

2.3.国営企業改革に関連して起草された各種法令

(1) Resolutions

Resolution No. 156/HDBT	Reform of Management in SOEs (draft)	30/Nov./84
Resolution of the Politburo	Reform of SOEs	8/Apr./86
Resolution No. 10/NQTU	Reaffirm the role of SOEs as a pillar of the state economy towards the year 2000	17/Mar./95

(2) Constitution

Constitution of the Socialist Republic of Viet Nam	Establishes the political regime, economic system, social and cultural institutions, the fundamental ideology of Viet Nam	15/Apr./92

(3) Laws

Law on Foreign Investment	Highest legal document governing Foreign Investments	1987
Law on Private Enterprises	Highest legal document governing private enterprises	1990
Law on Companies	Highest legal document governing companies	1990
Law on Revenue Tax	Regime of revenue tax	8/Aug./90
Law on Special Consumption Tax	Regime of Special Consumption Tax	8/Aug./90
Law on Profit Tax	Regime of Profit Tax	8/Aug./90
Law on Organisation of the Government	Highest legal document governing Organisation of the Government	30/Sept./92
Law on Business Bankruptcy	Regulation on bankruptcy of business entities	30/Dec./93
Law on State Owned Enterprises	Highest legal document governing SOEs	20/4/95
Law on Corporate Income Tax	Amended Law on Profit Tax	1997
Law on Value Added Tax	Legal document establishing regime of Value Added Tax	1997
Law on Co-operatives	Highest legal document governing Co-operatives	1997
Law on State Banks	Highest legal document governing State Bank	draft
Law on Banks and Credit Organisations	Highest legal document governing Banks and Credit Organisations	draft

(4) Decrees

Decree No. 302/CP	Union of SOEs charter	1/Dec./78
Decree No. 25/CP	Providing autonomy to SOEs	1981
Decree No. 50/HDBT	Replacement of the old SOE charter promulgated with Decree No.93/CP Provide clarity on the rights and obligations of SOEs	22/Mar./88
Decree No. 93/CP	New SOE charter	8/Apr./88
Decree No. 98/HDBT	Right to collective ownership by employees in SOEs	2/Jun./88
Decree No. 161/HDBT	Charter on foreign exchange management	18/Oct./88
Decree No. 25/HDBT	Charter on the accounting regime in SOEs	18/Mar./89
Decree No. 26/HDBT	Charter on chief accountant in SOEs	18/Mar./89
Decree No. 28/HDBT	Charter for joint-ventures	22/Mar./89
Decree No. 27/HDBT	Replacement of the old union of SOEs charter stipulated by Decree No.302/CP	23/Mar./89
Decree No. 64/HDBT	Regulations on imports and co-operation with foreign partners	10/Jun./89
Decree No. 196/HDBT	Redefinition of responsibility, authority and tasks of the ministries in exercising state control of economic life	11/Dec./89
Decree No. 388/HDBT	Regulations on the establishment and dissolution of SOEs	20/Nov./91
Decree No. 15/CP	Redefinition of responsibility, authority and tasks of the ministries in exercising state control of economic life	2/Mar./93
Decree No. 58/CP		30/Aug./93
Decree No. 178/CP	Defining tasks, power, structure of the Ministry of Finance	28/Oct./94
Decree No. 70/CP	Establishing the state audit agency	11/Jul./94
Decree No. 189/CP	Guidance on implementation of the Law on Business Bankruptcy	23/Dec./94
Decree No. 34/CP	Definition of tasks, power and organisation of the general department for management of the state capital and property at enterprises	27/May./95
Decree No. 39/CP	Promulgating the model statute on organisation and operation of SOEs	27/Jun./95
Decree No. 28/CP	Equitization of a number of SOEs	7/May./96
Decree No. 51/CP	Settling demands by the labor collective at the enterprises not allowed to go on strike	29/Aug./96
Decree No. 50/CP	Establishment, reorganization, dissolution and bankruptcy of SOEs	28/Aug./96
Decree No. 56/CP	State Public Utility Enterprises	2/Oct./96
Decree No. 59/CP	Regulation on financial management and business cost accounting of SOEs	3/Oct./96

(5) Decisions

Decision No. 146/HDBT	Revised Decision No. 25	25/Feb./82
Decision No. 177/HDBT	Regime of transfer of foreign funds(abolished by Decision No.218/CT in 1989)	15/Jun./85
Decision No. 76/HDBT	Temporary legal regulations on the autonomy of SOEs	26/Jun./86
Decision No. 217/HDBT	Policy for reform planning and business accounting in SOEs	14/Nov./87
Decision No. 38/HDBT	Economic co-operation in production, distribution and services	10/Apr./89
Decision No. 93/HDBT	Depreciation regime for all state sectors funded by state budget	24/Jul./89
Decision No. 218/CT	Regime of selling foreign currencies to central funds	18/Aug./89
Decision No. 195/HDBT	Regime of asset recording and inventory valuation at SOEs	2/Dec./89
Decision No. 182/CP	Description of the obligations of employees' general meeting and the Enterprise Council	
Decision No. 143/HDBT	Instruction to the relevant sectors and localities to revi ew the implementation of Decision No217/HDBT, Decree No.50/HDBT and Decree No.98/HDBT -experiment in setting up a board of directors -equitising SOEs -leasing out SOEs -legal document to cover the bankruptcy of SOEs	10/May/90
Decision No. 144/HDBT	Strengthening the management of SOEs and regulating enterprises with high income	10/May/90
Decision No. 315/HDBT	Reorganisation of the operations of SOEs	1/Sept./90
Decision No. 317/CT	Restoration of discipline in wages and bonus payment in SOEs	1/Sept./90
Decision No. 332/HDBT	Preservation and expansion of capital SOEs	23/Oct./91
Decision No. 378/CP	Provision of legal capital concerning the working capital requirement of SOEs	16/Nov./91
Decision No. 202/CT	Concerning the continuance of the implementation of the pilot scheme for converting SOEs into joint stock limited companies Implementation of Decision No.143/HDBT of 10/May/90	8/Jun./92
Decision No. 203/CT	Providing detailed list of SOEs to be converted into joint stock companies Implementation of Decision No.143/HDBT of 10/May/90	8/Jun./92
Decision No. 96/HDBT	Supplement to Decree No.388/HDBT Provision for the liquidation or merging of SOEs	1992
Decision No.	Experimental equitization of SOEs and measures to diversify ownership of SOEs	4/Mar./93
Decision No.	Restructuring of SOEs arranged and registered under Decree No.388/HDBT, further reorganize and re -register other State enterprises, unions of enterprises, corporations and large companies (known as Corporation 90)	7/Mar./94

Decision No. 91/TTg	Experimental restructuring and establishment of business groups (known as Corporations 91)	7/Mar./94
Decision No. 51/TTg	Setting Regimes for basic discount on fixed assets in SOEs	21/Jan./95
Decision No. 61/TTg	Issue of the statute on the organisation and activities of the state audit	24/Jan./95
Decision No. 361/TTg	Formation of a preparatory Commission for Stock Market	20/Jun./95
Decision No. 397/TTg	Transfer of the task of managing the capital and property under state ownership at enterprises	7/Jul./95
Decision No. 185/CP	SOEs of the special category	28/Mar./96
Decision No. 186/CP	List of SOEs of the special category	28/Mar./96
Decision No. 548/TTg	Establishment of the equitization steering committees under Decree No. 28/CP	13/Aug./96
Decision No. 01/CPH	Procedure for transforming SOEs into joint stock comp anies	4/Sept./96
Decision No. 1062/TC	Regulation on management, use and depreciation of fixed assets	14/Nov./96

(6) Ordinances

Ordinance on Accounting and St atistics Principles	Accounting and Statistics Regime for SOEs and other economic entities	29/Sept./88
Ordinance on Economic Contrac t	Regulating various forms of economic contracts	29/Sept./89
Ordinance on Economic Arbitrat ion	Regulating arbitration concerning economic disputes	12/Jan./90
Ordinance 84/Ttg	Accelerate the pilot programme for the equitization of SOEs	Mar./93

(7) Circulars

Circular No. 34/CT	Guiding the implementation of Decree No. 388/HDBT	28/Jan./92
Circular No. 1/TT/LB	Guidance on procedures for property mortgage and pled ge by SOEs and procedures for the notarization of pledge, mortgage and guaranty contracts for borrowing of capital from banks	3/Jul./96

(8) Directives

Directive No. 316/CT	Entrusting the user right and responsibility to preserve capital to SOEs	1/Sept./90
Directive No. 408/CT	Continuous revamping of financial management and accounting in SOEs	20/Nov./90
Directive No. 138/CT	Delegation of right of use of capital and responsibility for its preservation to SOEs	25/Apr./91
Directive No. 331/CT	Perfecting the financial management apparatus at SOEs	23/Oct./91
Directive No. 393/CT	Guiding the implementation No. 388/HDBT	25/Nov./91

Directive No. 272/TTg	Calling for early completion of the reorganization of the unions of enterprises and corporations	3/May/95
Directive No. 368/TTg	Practicing thrift and fighting wastefulness in state owned businesses	22/Jun./95
Directive No. 500/TTg	Urgently re-organising SOEs	25/Aug./95
Directive No. 573/TTg	Creating conditions for State Corporations established by decision of the prime minister to early start stable operations	23/Aug./96
Directive No. 748/TTg	Implementation of the regulation on financial management and business cost accounting by SOEs issued together with decree No.59/CP	10/Oct./96

2.4.国営企業法の構造

国営企業法は以下に示されるように、9章58条項によって構成されている。
第1章：総則
第2章：国営企業の権利および義務
第3章：国営企業の設立、再編、解散および破産
第4章：国営企業に対する国家管理および所有権限の行使
第5章：国営企業の経営に関する組織
第6章：国営企業集団
第7章：国営企業に対する国有株式の管理
第8章：違反行為に対する処置
第9章：施行に関する条項

上記の条項以外に、国営企業法を補完する目的で数多くの施行細則が公布されたが、まだ依然として公布されていないものもあり、この他にも詳細規定で現在作成されているものもある。その結果、様々な政府機関より公布された国営企業に関する膨大な法的諸文書は、未だに個々の国営企業に対して大きな影響力を保っている。

2.5.国営企業法の施行

LSOEs Chapter 1 Article 4	Decree No. 56-CP (Oct. 2, 1996)	State Public Utility Enterprises
LSOEs Chapter 2 Article 8	Decree No. 59-CP (Oct. 3, 1996)	Regulation on Financial Management and Business Cost Accounting of SOEs
LSOEs Chapter 2 Article 12.2	Circular No. 73	Auditing, Inspections of Accounting Books of SOEs
LSOEs Chapter 3 Article 16.1	Decree No. 50-CP (Aug. 1996) Decree No. 38-CP (Apr. 1997)	Appraisal Committee of SOEs
LSOEs Chapter3 Article 23.2	Decree No. 50-CP (Aug. 1996)	Establishment, Reorganisation, Dissolution and Bankruptcy of SOEs
LSOEs Chapter 4 Article 28.2	Decree No. 59-CP (Oct. 1996)	Regulation on Financial Management and Business Cost Accounting of SOEs
LSOEs Chapter 6 Article 44.3	Circular No. 1141	Regulation on Financial and Cost Accounting System of General Corporations

上記のリストに示されているように、国営企業を取り巻く複雑な法的環境は、国営企業に関する法律の把握や解釈、そして普及を困難なものにしている。

3.国営企業に関連する法的枠組の分析と評価

この章では、国営企業を規制する最も包括的な法的文書である国営企業法の分析に焦点を当てる。また、いくつか明確にされるべき問題についての見解も紹介する。

3.1.企業の所有権

国の役割は、国営企業法の第4章に国の管理(State Management)と国の所有権の行使(Exercise of State Ownership)とに分けて記載されている。国の管理とは、ここでは、政策（方針）の決定、インセンティブ、補助金および価格などの決定を言う。その他、企業の将来の戦略の策定、企業長など幹部の研修計画の作成並びに法令および政策の施行方法の作成などを言う。

国家の所有権の行使とは、企業の設立、合併、再編、解散など基礎的事項の決定、企業目的（事業の種類）の設定および変更、定款の作成および投資の決定などをいう。国家の所有権の行使は、ここでは西洋の近代企業と類似しているが、相対的に企業長の権限は少なく、企業経営の主要な決定権は国にあるといってよい。例えば、主要な固定資産の処分権限、賃金単価の決定などは国が許可権限を握っている。

さらに、国は取締役会を通してのみ企業長を監督するのではなく、取締役会を監督する権限と同時に企業長を監督する権限を持っている。すなわち、せっかく取締役会を設定しておきながら、監督機構が2重3重になっている。ちなみに、取締役会のメンバーおよび企業長は、国（監督省）が任命する。

3.2.国家経営の役割

国営企業の経営特性もしくは内部統治を振り返ってみると、第3章3節で述べたように、国、取締役会および企業長の3段階構造に一応なっているものの、国は直接企業長を指揮できる場合があるし、しかも取締役の権限が国家の権限と比して相対的に小さい。3段階にするなら、各組織の効率的な運用を図るために、国が直接企業長を指揮できる場合を減らし、モニタリング機能に徹底するべきであるし、また、取締役会の決定権限を増加させるべきであろう。加えて、国家統制には偏りがあり、国家資本の管理部門の統制と、財政省と行政執行機関の財産の統制に分けられる。経営上の執行機関を統合し、国と取締役の管理上の負担を整理し、また、効率的な経営を実現するために、それぞれのレベルにおける権利を明確化することが望まれる。

国営企業の責任の範囲であるが、民法（第1編 第3章）の法人の定義において、国営企業が有限責任会社であることを規定している。

しかし、国営企業の責任の範囲について、国営企業法の中にはどこにも定義されていない。この条項が欠如していることは、国営企業が際限なく債務を累積することを容認する根拠となってしまう可能性がある。国営企業法は、国営企業の出資者、また所有者としての国と、国営企業の責任の範囲について法律の条文として明確に定義すべきである。

3.3.国営企業の組織

以下の図が示すように、ヴィエトナムの国営企業の特徴は、一応国、取締役会、企業長というラインを設定しながらも、取締役会の企業長の監督という役割が実質的には国が行使するなど、3機関の分離が明確ではないことである。しかも以上のラインの他に労働者代表と企業長との関係および企業長と党委員会との関係と言うように、指揮命令系統が大きく3系統も存在する。国の監督も財政省と監督する省と2つの系統の監督に服している。

指揮命令、管理のラインを一本化する必要および管理の重複をなくし、権限を明確に分離することが、無駄をなくし、効率的な経営を行うためには必要である。
国営企業法によると、国営企業の組織図は以下に示されたようになると思われる。

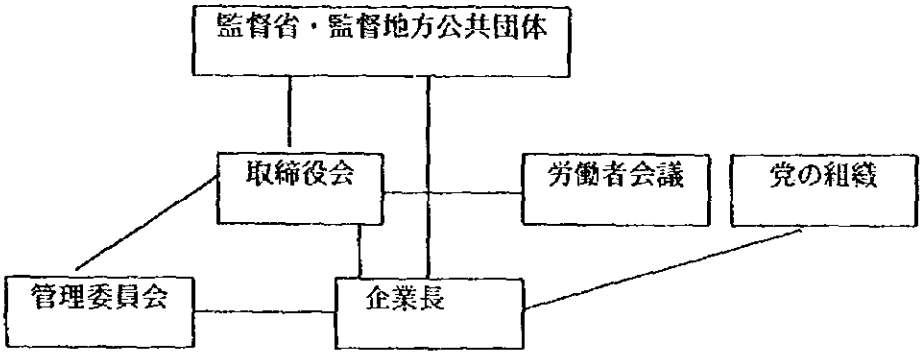

国営企業法によると、国営企業は国とは別個の実体であり、所有者は国である。
国営企業の直接の監督者は、担当省または国の直轄下にある省もしくは市である。ただし、財産の管理および国の投下資本の管理は財政省が行う。その下に取締役会があるが、小さい国営企業ではこれを置かないところもある。その下で企業長以下が日常の経営を行う。
これ以外に労働者は、取締役会の構成員を推薦し、労働者に直接関連した資金の使途を決定し、企業の経営に関する意見を具申できる（第４１条）。
企業内における党の組織について、国営企業法は僅かに第５条で「憲法、法律および党の規則に従って行動する」、とだけ記載し、国営企業との関わりは明確ではない。企業長と党委員会書記との立場は対等であるが、党委員会は企業長を指導できると言われている。

3.4.活動

国営企業法によれば、国営企業には次の２種類がある。
・事業を営む国営企業
・公共サービスを提供する国営企業
ここで、公共サービス国営企業については、第２条で定義され、国家の政策に沿って製造に携わるか、あるいは公共サービスを提供する国営企業並びに国の防衛に従事する国営企業となっている。公共サービス国営企業については、国からの助成が与えられる。国営企業法は、上記２種類の国営企業について共に規制している。

3.5.倒産

国営企業法には国営企業の破産に関する詳細な規定が含まれていない。国営企業の破産は、破産法に基づいて処理されることがわずかに言及されているだけである。ここから生まれる問題点は、国営企業が解散するときに一体誰が負債の返済義務を負うのかということである。
多くの、負債を抱えている国営企業が現在も依然として存続し続けていると言われている。破産宣告の基準に厳密に従った強制処置が定められるべきであり、また失業者の受け皿となる社会保障のネットワークシステムも確立されるべきである。

3.6.国営企業の民事上の責任

今後、問題となるであろう事項として、国営企業の民事上の責任があげられる。国営企業法第2章の第1節（国営企業の権利）において、監督する省の承認を必要としている取引は次の通りである。

第6条2項　商業行為を行う国営企業の重要な工場設備の処分権
第6条3項　公共サービスに携わる国営企業の有形固定資産の処分権
第7条1e項　補助的業務を行う権利
第7条2c項　他の企業に投資する場合

しかし、監督する省の承認がない場合の取引の私法上の効力については規定が無い。国営企業法に違反した国営企業、そして、監督官庁の承認のない活動を行った国営企業の民事上の責任を定義する必要がある。このような法の空白を埋めるために、国営企業において、前述の行為が発生したときに責任の所在を明確にしなければならない。この点について明確な定義が欠如していると、国営企業と関連する取引関係に支障を来す結果をもたらす。

3.7.意思決定および取締役会の責任

政府は、経営に関する決定権を委譲し、取締役会により大きな独立性と権限を与えるという考えをもって、国営企業の経営組織を新たにする計画を推進している。国営企業法は国営企業の内部経営組織について、様々な規定を設けている。

3.8.取締役会の役割

取締役会の役割は、企業長を監督するほか、企業長が作成した種々の計画を承認し、監督官庁との窓口となることである。取締役会の構成員は議長、企業長、その他の取締役である。企業の従業員以外にも、学識経験者が取締役となる場合もある。企業長は、監督官庁出身者や他の国営企業の管理職が任命されることが多く、任期は5年である。

この他、管理委員会が取締役会内に設置され、財務会計面および法令への準拠性という観点から企業庁の監視を行う。

取締役会を設置しない企業においては、企業長が年度計画他を取締役会を経由することなしに、直接監督官庁に提出する。

3.9.企業長の権限および義務

国営企業の役員としては、企業長以外に副企業長や経理担当重役がいる。これらの役員は企業長が指名し、取締役会を経由して、監督官庁より任命される。このことから見ても、取締役会の権限が制限されていることがわかる。

企業長は、企業の代表者および責任者であり、長期および短期の計画を作成して取締役会を経由して監督官庁へ提出する。賃金単価の提案を取締役会に行い、他の日常の経営管理を行う。

現状では、企業長はより実際的な決定権を享受できる傾向があり、国の経営への介入に対して比較的独立性を保つ。取締役会の権限が、会社の経営に対して国家が担保している権限のために制限されているという事態は、企業長が国営企業の日々の運営に対して、国家の直接的な指導や強力な統制から逃れて、より自由な活動を保証する結果となる。

3.10.国営企業の責任の範囲

国営企業の責任の範囲に関しては、民法の 第1編第3章の中で触れられている法人の定義の中で明確に有限責任会社であることが謳われている。それでは、国営企業の責任の限度は定義されているだろうか。国営企業法はこの点については触れていない。ここが抜けていると、民法の規

定にもかかわらず、国家は国営企業の負債に関して無限に責任を負わなければいけないことを示唆している。国営企業法は、国営企業の所有者としての国家の責任の範囲を明快に定義すべきである。

3.11.国営企業のモデル定款

国営企業の定款については、設立の際に作成すべき書類として法（第 14 条 2）に記載されているが、何を記載すべきか明らかでない。国営企業の定款については、1995 年 6 月の政令 39 号においてモデル定款が公表されている。このモデル定款の内容は、国営企業法に記載されている内容と重複する事項が多い。定款記載事項を簡略化し、整備すると共に、法と定款の両者の役割分担を明確にすべきである。

3.12.国営企業の権利と私法の適用可能性

国営企業法は、国営企業の権利能力を法令の範囲内に制限すると共に、一定の取引については、監督する省の承認を必要としている。なお、国営企業法第 2 章の第 1 節（国営企業の権利）において、監督する省の承認を必要としている取引は次の通りである。

第 6 条 2 項　商業行為を行う国営企業は、重要な固定資産の譲渡、リース、賃貸、抵当権の設定をする際に承認を要する

第 6 条 3 項　公共サービスを行う国営企業は、資産を譲渡、リース、賃貸、抵当権の設定をする際に承認を要する

第 7 条 1c 項　商業行為を行う国営企業は、監督当局から承認を得ることによって本来の事業を補足する取引を行うことができる

第 7 条 2c 項　公共サービスを行う企業は、監督当局から承認を得ることによって、投資、他の企業との合弁設立等を行うことができる

しかし、監督する省の承認がない場合の取引の私法上の効力については規定がなく、無効となるのか、それとも取引は有効で、承認がないことは国営企業の企業長の責任問題となるに過ぎないのか、不明である。このままでは、国営企業の取引相手にとって、取引の安全性が保証されないことになる。この点については、公的な解釈、あるいは補足規定が設けられるべきである。

3.13.結論

国営企業法が政府の国営企業政策を忠実に反映している現在、同法の不明確かつ不明瞭な側面が国営企業改革の遅れを招いていると決めつけることは公平とは言えない。国営企業に関する政府の政策が明確に定義されなければ、国営企業法に明確な定義と法的一貫性を付与することは不可能だからである。理論的にも、法というものは政策の枠組みを超えて制定されることは決してないからである。国営企業法の透明性を向上し適用の範囲を拡大するには、国営企業に関する明瞭で確固とした政策を政府が策定することが何よりも優先されなければならない。

法の第27条、29条、36条、37条、38条による国、取締役会、企業長の権限区分

役割	国	取締役会	企業長
企業の設立、合併、分割、解散および企業所有権の移転	決定権		
企業目的	決定権		
定款	承認、ただし設立時は起草もする	提出	
投下資本額	決定	受領	使用
決算の承認および利益の処分権	承認	決算書の提出および利益処分の承認	決算書の作成と報告
重要な固定資産の処分	承認		(注)
借入などの資金調達	承認	計画を決定する	
投資など	承認	提出	提案
役員の人事権	任命	企業長を推薦、ただし、傘下企業の役員の任命は行う	副企業長、経理主任などを推薦、傘下企業の副企業長などの任命
従業員給与の基準	設定	提出	作成
利益計画	承認	提出	作成
会社の組織		承認	提案
価格の決定			決定

(注) 第２７条１ｄに記載されている重要な固定資産の処分については、誰が国に提案するのかが記載されていない。企業長が提案する趣旨と思われる。第３８条の３でその主旨を読みとることができない訳ではないが、明確に記載した方がよい。

4.国際援助機関が支援する法的側面の改革

法的側面からの国際援助機関からの支援は急激に増加の一途をたどっている。UNDPやカナダ、オーストラリアは幅広い支援プログラムに着手している。法制度を支えるための関心は増大しているようである。いくつかの支援プログラムは、既に具体的な成果を上げており、特に法律の起草に関する分野で顕著である。この分野に係わっている援助国は、オーストラリア、カナダ、日本そしてUNDPである。しかしながら、次々と起草される法律について、包括的なデータベースを構築し、効果的に分類・整理を行うことが急務になってきている。実際、特定の問題についての法律の中には、多くの改正や度重なる修正が加えられていくうちに、法律を起草した機関や立法主体そのものが、現在、実際に効力を有している法律について混乱してしまうケースが数多くあるからである。

Summary of external assistance to legal reform area

Donor	Legal Drafting	Training	Basic Legal Education	Institutional Strengthening
Australia	Construction Law (MOC)	English Courses		
Canada	Ocean Act (Continental Shelf Committee), Marine Pollution Prevention (MOJ, MOSTE), Constitution Rights (Institute of State & Law), Admiralty Laws & Regulations (MOJ), Petroleum Legislation & Regulations (OOG, MOSTE), Property rights (MOFI)			Capacity Building (LCNA, MOJ), Assist in establishment of Economic Courts (MOSTE, MOJ)
France		Training programs, seminars		
Japan	Civil Code	Training, seminars & courses on Nationality & Commercial Laws		
Sweden	Competition, Arbitration & Company Law; Civil & Criminal Procedure Codes; Marriage & Family Law (MOJ)	Legal English (HLU)	Legal teaching (HLU)	Legal information (MOJ)
ADB	Financial Sector Review; Commercial Banks Review (SBV)	Environmental training	Legal training Institutionalising legal training	Support to institutional strengthening
FAO	Law on Environmental Protection in Fisheries (MOFI)			
NGOs	Non-profit Law; Law for NGOs			
UNDCP	National Drug Legislation System (various Govern. Agencies)	Seminars		
UNFPA	civil Registration			
UNDP	Building up legal framework (MOJ, ONA, OOG); drafting specific laws: Mineral Law (MOHI); Petroleum Legislation & Regulations (OOG, MOSTE); Contribution in SOE Law, Labour Law & Land Law.	In-country & overseas training		Strengthening Leading Legal Group; Preparing Governance projects with ONA, Supreme People's Court, Supreme People's Procuracy
WB	National Water Policy & Legislation (MOWR), National Procurement Legislation, Legislation on Land Use Rights; Support in Law on Enterprise Bankruptcy; Domestic Promotion Investment Law, contribution to SOE Law (various Government agencies)	Training courses, seminars, workshops		Support MOJ in implementing VIE/94/003

Note The Netherlands & Denmark have no present activity in this area but *planning* to support administrative court (Holland) & Supreme People's Court (Denmark)

Abbreviation

MOJ:	Ministry of Justice	MOHI:	Ministry of Heavy Industry	ONA:	Office of the National Assembly
MOWR:	Ministry of Water Resources	OOG:	Office of the Government	HLU:	Hanoi Law University
MOFI:	Ministry of Fisheries	SOE:	State Owned Enterprises	SBA:	State Bank of Viet Nam
LANA:	Legal Committee of National Assembly				

5.国営企業改革に求められる法的措置

5.1.企業経営実績に影響を及ぼす諸要因

5.1.1.内部機構と企業統治

企業として効果的に機能するための４条件

原則として、殆どの国の会社法は、近代的な会社が備えているべき４つの基本条件を要求している。

(a) 独立した法人格

会社とは、株主とは区別される法人であり、その資産と負債は明確に定義されており、かつ、その全行動について責任を負う法的主体である。

(b) 株主の有限責任

株主が会社の損失に対して負う責任は、同社の資本に寄与した部分を限度とする。

(c) 経営権の集中

会社の日常業務は、株主により選出された一名かそれ以上の経営者によって運営される。

(d) 株式の譲渡可能性

株主の保有する権利は譲渡可能であり、会社はその資産や債務に関する処分権限を持つ。

以上の特質は、会社がその明確な目標をもって遂行する大規模な商業行為を推進するために経営資源を動員することを可能にする。これらの特質のうち、一つでも欠落していると、会社が効率的な企業主体としてその役割を達成する障害となる。

Positive Factors of Internal Incentives	Negative Factors of Internal Incentives
Separate Commercial from Social Objectives	Create Multiple and Conflicting Objectives
Clarify Owner/Manager Relationship	Permit Ad Hoc Political Interference in Running of the Company
Pay Market-Determined Salaries to Managers and Provide Similar Incentive Packages to workers	Link SOE Managerial Salaries to Civil Service Pay Scales
Appoint Private and Union Representatives on Boards	Staff Boards with Politicians and Civil Servants
Appoint Strong, Independent Commercial Oriented CEOs	Appoint CEOs Responsive Primarily to Governmental Ag endas
Minimise Bureaucracy in the Organisation of the Firm	Create Large Holding Company Structures Multi-layered corporate structure creates margin for dependent character of subsidiaries since the loss of the subsidiaries are dilute d in the consolidated financial statement

5.2.企業統治

全世界の株主は、会社が効率性と収益性を確保するために必要とされる理想的な組織形態と、管理方法について常に試行錯誤している。このような課題に応えるための不可避な問題は、会社の株主（所有者）がいかにして、その経営者を信頼し、市場経済の中で会社の収益を確保するための権限を与えるかという問題である。近代的企業における基本的なプレーヤーは次の通りである。

(a) 株主
(b) 監査役
(c) 執行役員、役員、経営者、または取締役
株主は、リスク資本を提供する代わりに以下の特定の権利を得る
(a) 役員の選出と解任
(b) 会社に関わる基本的あるいはそれ以外の事項の承認または非認（会社定款の変更、合併、減資、または増資等）
(c) 配当金の決定と受領

株主の代表としての取締役会は、役員の任命と指導、株主の決定権がおよばない経営上の主要な決定の見直しと承認を行うことによって会社を経営する。役員は通常、取締役会によって選出される複数の個人であり、会社の日常業務を担っている。

5.3.会社経営の効率化を促す外的要因

会社が効率的に機能するためには内的インセンティブが必要とされるが、それだけでは不十分である。それ以上に、外的なインセンティブも重要な役割を担う。外的インセンティブとは、会社にとって直接制御することができない要因であるが、それによって会社経営者が株主に対して責任を果たす誘因となる以下の要素である。

(a) 市場における競争
(b) 効率的な資本市場
(c) 会社統治を促す市場
(d) 成熟した労働市場
(e) 会社の法的責任
(f) 破産

Positive External Incentives	Negative External Incentives
Encourage Competition Between SOEs and with Non state Firms(foreign and domestic)and Open Trade and Investment Channels	Prohibit Competition in Product Markets; Support a Monopoly or Oligopoly
Eliminate Fiscal and Financial Subsidies	Allow SOEs to accrue Arrears Among Themselves or with Banks, or Avoid Taxes and Customs Duties
Diversify Sales of SOE Equity Shares	Prohibit Diversified Ownership of SOEs
Allow Labour Markets to Operate Freely	Restrict the Operation of Labour Markets
Encourage the Development of External Independent Auditors	Rely on Internal(SOE) Auditors
Avoid Complex External Performance Monitoring Schemes	Establish Complex, Ambiguous Performance Contracts
Establish Internationally Accepted, Rule-based Company and Security Laws	Rely on Ad Hoc Rulings on Legal Issues Relating to SOE Performance

5.4.国営企業法の改正

(1)国営企業の効果的改革を促す前提条件
各国における国営企業改革の実績をみると、ヴィエトナムにおける改革が成果を上げるためには以下のような特定の前提条件が揃わなければならないことを示している。
(a) 国家の行政的役割の変化
(b) 政府機能と政府の株主としての役割の分離

(c) 会社を所有する特定機関の設置
(d) 経営目標と社会的役割
(e) 法規と株主としての権利の明確化
(f) 企業統治

6.効果的な国営企業改革のための法的諸問題と選択肢

6.1.法制度改革

国営企業改革の法的枠組を強化することは、所有者としての政府が投資に対する実績を明確に要求することを可能にし、また、経営者に対して十分な自律性と権限を与えることによってより効果的に経営成績を向上させる結果をもたらす。

6.2.市場経済法の強化を可能にする制度構築

市場経済法は、適切に執行された場合、国営企業の競争力を高め、信用力を増す道具となる。会計責任を推進する助けとなるだろう。そのためには以下の行政上の施策が必要とされる。

a. 公的に登記され、監査された貸借対照表と損益計算書の作成をすべての国営企業に法の下に義務付ける。
b. 企業会計上の実績とは関係なく、現在、改正作業が進行中の会社法の下に国営企業を再設立することを可能にする。この施策を実行することによって、損益に透明性が付与され、資産の簿価が適切に記録され、所有権も明確にされる。
c. 政府を企業の所有者兼投資家として定義し、政府の企業における役割を明確化し、政府行政機関の経営への介入を排除する。
d. 取締役会の権限を明確にし、取締役会のメンバーとして参加する政府代表を通して企業に明確な経営目標を示す。取締役会における政府代表の役割は、会社資産の価値の最大化である。
e. 取締役会の責任を明確に定義し、経営者に企業目的の達成を確実に履行し、財務上の実績を下にして取締役会役員の報酬を決定する。
f. 企業の利益の追求に対して経営者が最大限の力を発揮する環境を整える意味で、経営者に最大限の独立性を付与し、経営上の利益の分配も行う。

国営企業の効果的な改革を始めるには、まず、代表的な国営企業に「一般に公正妥当と認められる会計基準」を適用することを最優先しなければならない。企業の経営実績に対する信頼性ある財務情報の欠如は、債券者との債務再編交渉を阻害し、国営企業の株式化に伴う資産の適正な評価を妨げ、企業集団を率いる企業体による個別企業の運営に支障をきたす。

信頼ある財務情報は、銀行のローン審査や企業が他のパートナーや外国人投資家と合弁事業を設立する際に不可欠である。また、国営企業の将来的な株式上場や税務当局による企業利益に関わる税務計算等にも欠くことができない。

6.3.制度上の能力開発

ヴィエトナムは、社会的市場経済諸法の執行を強化するためのシステムを構築するため、相当な努力をしなければならない。この目標を達成するには次の条件を整える必要がある。

(1)法に携わる専門家集団の層を育成・発展させる

経済改革の進展の結果、法的なコンサルティング・サービスは広範となり、同時に多くの対処すべき問題が表面化することになる。法に携わる職業専門家の活動内容の質を向上し、法律家の権

利と利益を保護し、専門家としての役割を果たし、法律の適切な執行を保証し、法に頼る当事者間の権利と利益を守るため、これら職業専門家を律する法律あるいは遵守規程を作成する。

(2) 法を執行する機関に対する指導、監査を強化する

既存の法律や法規は、規則を回避する抜け穴が完全には排除されていない。しかし、法そのものが厳密に適用されていれば、国営企業の改革はより迅速であったと考えられる。そのためには、政治的な影響力を受けない、厳密な法の執行メカニズムを確立する必要がある。

(3)法を厳密に執行し、司法および検察制度を改良する

裁判官および検察官の判断基準を標準化し、司法および検察制度および法律を改良し、裁判官が制度化された業務を履行し、安定した判決を下せるような環境を整備することが急務である。

6.4.法律知識の一般への普及

政府諸機関は、国内におけるすべての経済主体が法に厳密に従って行動することを実現するために、経済運営の諸施策の実施についてその基準を高度に発展させなければならない。

法に関する教育は、犯罪の撲滅と防止を目的として、教育制度の中に組み込み、公共の安全を確立する手段と密接に関連づけられなければならない。

また、法意識を一般へ普及する制度、各省庁における法の執行責任を確立する制度、政府官僚や国営企業経営者がその役職に任命される際の基本的法知識の有無を試す制度のような実際的な施策が広範に確立されなければならない。

付録 I

日本の企業情報開示制度

この文書の目的は、日本の財務諸表の公開制度の枠組みを説明することである。このテーマについての複雑性を考慮して、1995 年に施行された法律や法規、基準に基づいた概要の主要部分のみを取り上げる。

1. 商法による情報開示の要求

商法のもとでの株式会社の情報開示は、債権者や株主に対するものとされる。

2. 証券取引法による情報開示の要求

証券取引法に基づく情報開示は一般投資家を対象とする。ここでは、公開会社のみが義務づけられている。

3. 監督機関

商法の要求する情報開示は法務省、証券取引法に基づく情報開示は大蔵省が監督する。前述したように、両者の違いは証券取引法に基づく場合、公開会社のみを対象とし、一般投資家の保護を目的としている点である。

4. 会計監査

公認会計士あるいは監査法人によって実施される監査は大きく分けて 2 種類ある。一つは法によって定められた公認会計士による財務諸表監査（法定監査）である。もう一つは企業が財務諸表を自主的に公認会計士に依頼する監査（任意監査）である。

法定監査

法定監査は、証券取引法と商法によって定められた監査のことを言う。証券取引法による監査は限定されたもので 1951 年に施行され、1957 年に財務諸表の全ての側面からの監査へと拡大適用されるようになった。半期および連結財務諸表監査は 1977 年に証券取引法のもとで、義務づけられるようになった。

商法に基づく独立監査は、企業会計制度の健全な発展と強化を目的として 1974 年に始まった。

任意監査

上記の法定監査に加えて、企業は財務諸表の信頼性と正確性を立証するために自主的な会計監査を受けることができる。

5. 証券取引法に基づく会計監査

証券取引法に基づいて財務情報の公開が義務づけられている企業は、独立した監査人を任命し、年次財務諸表の監査を受けなければならない。

6. 商法に基づく会計監査

「株式会社の会計監査等に関する商法の特例に関する法律」の下では、現在、大会社（資本金5億円以上、または負債総額が20億円以上の会社）のみが公認会計士による財務諸表監査を受ける義務がある。

会計監査人は、株主総会において独立した監査人として任命されなければならない。